

議 事 日 程

- 1 議案第62号 平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 2 議案第63号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 3 議案第64号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第65号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第66号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第67号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第68号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第69号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第70号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 代表質問
- 11 認定第2号 平成17年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第3号 平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 認定第4号 平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 認定第5号 平成17年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 15 認定第6号 平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 16 認定第7号 平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 17 認定第8号 平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 18 認定第9号 平成17年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
（総括質疑）

本日の会議に付した事件

- 1 議案第62号 平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 2 議案第63号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 3 議案第64号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第65号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第66号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第67号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第68号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第69号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第70号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 代表質問
- 11 認定第2号 平成17年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第3号 平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 認定第4号 平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 認定第5号 平成17年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 15 認定第6号 平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 16 認定第7号 平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 17 認定第8号 平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 18 認定第9号 平成17年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

(総括質疑)

会議に出席した議員

1番	上 山 隆 弘	2番	服 部 千 秋
3番	長谷川 原 司	4番	井 村 淳 子
5番	中 井 政 喜	7番	橋 本 恭 子
9番	横 田 六 郎	10番	井 川 弘 美
11番	花 畑 奈知子	12番	佐 野 芳 彦
13番	首 藤 亨	14番	村 田 興 亞
15番	橘 幸 孝	16番	桜 井 公 晴
17番	北 川 嘉 明	18番	熊 谷 直 行

会議に欠席した議員

8番 寺 本 明 男

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	木 村 和 義
書 記	藤 井 仁 美		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	助 役	八 幡 儀 則
収 入 役	山 本 国 男	教 育 長	圓 尾 哲 一
総 務 部 長	佐々木 正 人	生活福祉部長	丸 尾 満
経済建設部長	富 岡 慎 一	教 育 次 長	塚 原 二 良
財 政 課 長	香 田 大 然	監 査 委 員	改 發 一 郎

(開議 午前10時00分)

○議長(熊谷直行) 平成18年第4回太子町議会定例会第3日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成18年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第62号 平成18年度  
兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)

○議長(熊谷直行) 日程第1、議案第62号  
平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算

(第2号)を議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番横田六郎議員。

○横田六郎議員 2つほどちょっとお尋ねしたいんですけども、都市計画法の8ページ、節の補償補填の部分で原国道取合3号線地先補償費、この問題については何となしに薄々というか、記憶にあるんですけども、一応の説明がありましたけれども、今日まで難しい問題だったんだろうとは大体察しますが、どういう経緯というんですかね、どういう手順でこういう今日まで30年余りですか、解決に時間がかかったということになるんですが、大方の説明がありましたけども、それと

金額の積算の仕組みですね、その説明をお願いしたいと思います。

それと、この問題は多分、町の責任という認識のもとでこういうことが行われようだろうと思うんですが、これとちょっと意味が違いますけれども、太子苑に地図混乱という問題があって、今いろいろ話題になっとるんですが、全くこれと同じとは言いませんが、町道が当然あそこに絡んでおりますから、町も将来的にこれと同じような仕組みで、仕組みですよ、仕組みで解決していこうというふうなお考えがあるのか、また、今回の地図混乱についての町側の解決のための努力姿勢というんですかね、そういうところもお尋ねしたいと思います。

それともう一点、次のページで、消防費の事務委託料の減額があるんですけれども、実は負担金の減るのはありがたいといいますが、これは自動的に減る仕組みになっております。こういう場合には減る仕組みになっておりますからこれでいいんですが、実は、せんだって地元で防災訓練がありまして、指導者として、たつの市消防署の服を着た、制服ですね、作業服を来た方がお見えになって指導はしてくれましたけれども、元の揖南消防の職員ではございませんでした。それで、いろいろ１時間ぐらいでしたかな、話を、ありましたけれども、あれ、この人が消防の職員かいなという感じの職員だったんです。私も経験がありますから、顔を見たことない人でしたわ。

金額の減るのはいいんですけど、どうも教育というんかね、揖南消防の職員の教育はもっと上だったと思たんですけどな。今回お見えになった方は多分もともと龍野市の消防本部の方だったんだろうと思います。金額は減るのはええんやけども、質と言いますかな、どうも太子町は甘う見られとん違うんかいなという気がしたんです。せっかく揖南消防の職員もまだこっちにおるんやからね、揖南消防の職員の方が、余り言いたくないですけども、はるかに優秀だったと思いますよ。

そこで、今何遍も言いますけども、金額の減んのはいいんやけども、質が低下してもうたら困るという思いがあるんで、その辺のそこ、お尋ねいたします。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、私の方から補正の件でお答えいたします。

原国道取合３号線の補償費でございますけれども、これにつきましてはいろいろと聞き取り等もいたしまして、このどういふんですか、この補償費を支払う方が、当時自分の土地を提供したのは昭和50年ごろということになっております。それから、今回補償する費用につきましては原因ができましたのが昭和63年にこういう事実が起っております。内容としますのは、要は、この方の土地の中央に、中央というんですか、中に里道が走っておりました。これを用途廃止しまして地番設定してこの方にお渡しするということが当時にできていたものでございます。それを現実的にはこのことが、こういう用途廃止してこの方に所有権が移っております。この手続に対しての補償でございまして、要は、土地家屋調査士に支払った金額、それと国から払い下げを受けたときの費用を合算しました分がこのちょうど434万2,000円。これにつきまして当時のこの方が所有されてます領収書が残っておりました。これに基づきまして、これと同等の金額を補償するといったことでございます。

それと、太子苑の件ですけども、太子苑の町道絡みの件ですけども、これにつきましても周りの地権者といいますか、所有者が確定され、かつ境界について同意されれば同様な考え方で対応ができるんじゃないかというふうには考えます。しかしながら、周りの地権者が確定できず、また、同意が得られないようであれば、やはりいつまでも解決しにくいといったふうと考えられます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 防災訓練に際

しての横田議員さんからのご指摘を今受けましたんですが、私も住民の方からそういった声をこれまで聞いたことはございません。

そういう感じで受けとめられるということでございますので、当然揖南であろうが、たつのであろうが、当然質の向上というのは逐一職員、その向上を目指しておるわけでございますので、そういったご意見があったということで私は受けとめたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 横田議員。

○横田六郎議員 再度の質問というわけじゃないんですけども、補償費の件の部分で支払い先は地権者ですか、それともお一人難しい方がおられたんやけども、お名前ちょっと分らんのですが、どちらに支払うということになるんでしょうか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） この支払い先は、当然その領収書に記載されている方に支払う必要があるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 13番首藤亨議員。

○首藤 亨議員 現在の8ページ、ふるさと文化いきいき教室事業委託料の追加ですが、これは収入が24万5,000円入って、それに対応した支出だと思んですが、この時期に入ってから追加になったからこういう事業をしてくださいと、どこの小学校がやってる事業か分かりませんけども、講師なんかにどのように、急にこんな増やすというのは大変だと思んですが、どこの小学校でどういう、具体的には追加部分をどういうふうにされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（熊谷直行） 9ページですね。

○首藤 亨議員 それから、先ほどお話のあった、いわゆる旧の飲食業だった、今は変わってますけども、国道2号線沿いの土地の問題ですが、これはこれで私はいいと思うんですが、同じような事例が山田の、山田ってい

うか、原の上ノ池の水路のつけかえをやったときに同じ担当で、実はこれは私も少し当時同じ課にいましたから、そんなやり方したらあかんがと言ったものの残務整理なんですが、土地交換のつけかえ申請をようしなかったために、いわゆる買収だけ町有にして、国有地の払い下げ業務が分からなかったというのが原因なんですわ。

それで、第三者に売るためにどうしてもこの土地を自分の土地にしなければならんと、もう仮契約結んでおられましたから、というツケが今解決したんだと思うんですが、これだけの金額を、まあ利子分が入っとうからもう少し少ないんですけど、立てかえたと、この分に見合うまで税はわしは払わんとおっしゃったんですけども、総務部長、この方から滞納分の税は入りましたか。

それから、上ノ池の北の方にある山田の土地について、同じ担当ですから同じような処理をしたわけですが、処理が済んでおりますか。この2点ほどお尋ねします。3点ですか。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） まず、私の方からふるさと文化いきいき教室の追加事業でございますけども、これにつきましては、県の方より補助の拡大ということで何とかやってほしいというようなことがございましてやるわけでございます。当初は斑鳩小学校だけを考えておったわけでございますけども、追加で太田小学校と石海小学校、これを追加で事業をやります。

内容につきましては、これは各小学校へ委託をいたしまして行う事業でございますので、内容的には私どもの方はまだ聞いておりません。そういう事業でございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 税の方の関係でございますが、ちょっとそこら辺までは確認はしておりません。ただ、最近収税管理室の方へ来られて話をしたということは聞いてお

ります。

それと、上ノ池のつけかえの件につきましては、私は分かりません。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（首藤亨議員「議長、まだ答えてない。手あげよ」の声あり）

経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 先ほどお話がありました上ノ池の件につきましては、私も聞いておりません。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 首藤議員。

○首藤 亨議員 上ノ池の水路のつけかえも同じく、つけかえ分は町有地にして、いわゆる旧水路敷をいわゆるもとの田んぼに編入した部分について、これややこしい計算なんですけども、まだだと私は記憶しておるんですけど、一度そのまま放っておくということになると、調整地域ですし、ああいう地域ですから、国道2号線沿いのように土地が動くということは少ないですけども、後々担当の総務部長や前建設担当ですが、後々おたくらのように分らんということになってトラブルのもとになると思うんで、分らんかったらまた説明をいたしますので、十分調査をして、恐らく未登記だと思うんですよ。解決をしておいてほしいと思います。

それから税の問題、ぜひとも確認しておいてもらわんと、これに相当する税の滞納だと私は記憶しとんです。沖代線の解決で即税が入ったように、金を払うと同時に滞納分の税金をしゃっともらうような体制でないと、ちょっと払う方だけ払うて、税の滞納分は別の問題といえ別の問題ですけど、これが主原因ですからね、よろしく願いをしたいと思います。

それから、小学校の関係は太田と石海だそうですけども、把握しとらんというたらちょっとおかしいんじゃないですか。この事業に関連したもので斑鳩がどういうふうなことを

しているのか、石海、太田がどういう計画をしているのか、教育長はご存じなんでしょう。いかがですか。金だけ渡して委託しとうさかい、内容は知りませんで、こんなあいまいな委託はないでしょう。

○議長（熊谷直行） 最初の2問は答弁は要らないね。

（首藤亨議員「税だけ……」の声あり）

総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 税の方については確認させていただきます。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 事業の内容につきましては、まだ私どもの方へは報告は上がっておりません。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

4 番井村議員。

○井村淳子議員 9 ページの社会教育費の中の太田学童保育園のプレハブ設置工事の追加ですけれども、これ若干説明があったんですけども、18年の予算書の方にも2教室つくるということで説明があり、今回かなりの金額でのプレハブ設置工事の追加ですけども、再度中身の詳しい説明と、これを追加するに至った経緯、それとあわせて、斑鳩学童保育園の改造工事のことについても説明をお願いいたします。2点お願いいたします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 太田学童保育園のプレハブでございますけども、当初は、当初予算のときにはプレハブを中古プレハブのユニットをまずそれで行こうという考えであったようでございます。実際には中古プレハブ、どの程度とかいろいろな程度もんもございまして、実際にはそういうことは無理だろうということで、新しくプレハブを新築をするということでございます。

それにあわせて障害者の、きょうびのことでございますので障害者の対策、そいう

うスロープとか手すりとか、そういう当初は組んでおりませんでしたのでそういうもん、また空調関係、それと安全防護柵、いわゆるフェンス等も必要だろうということで418万7,000円の追加をいたしておるところでございます。

もう一点目の斑鳩学童保育、これにつきましては、現在、ご存じのように斑鳩小学校の改築をいたしております。ですから、今現在はプレハブで学童の方に入っていると。できました関係上、プレハブを撤去しますので普通教室に戻っていくというような格好になりますので、その普通教室を改造していくと、学童用に改造する費用ということでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 4 番井村議員。

○井村淳子議員 太田学童保育園の方は障害者対応ということでスロープとか手すりをつけられるということですが、そしたら、トイレの方も障害者対応を用意されるということで理解させてもらっていいんでしょうか。

それと、今障害者の方を学童保育の方で見られている状況とか、また太田の方でそういう要望があったのかどうか、そこもお聞きしたいと思います。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） トイレの方も障害者対応ということで障害者ということ、今現在は障害者の方ございませんけども、作るのであれば障害者対策もやっていこうということでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

7 番橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 歳出のところで7ページ、民生費のところで目の5 障害者福祉、節の扶助費で知的障害者施設訓練等支援費減額ということになっておりますが、助役からちょっと説明があったかと思いますが、それについてもう少し詳しく。

10月の改正で利用者が減であったというように説明があったと思いますが、それについて詳細をお願いします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 補正額がこの項目に関しましては2,700万円の減ということで大きな減を見ております。これも詳細説明の中でも触れましたが、人数の減とあわせて単価が改正になっております。人数の減と申しますと、転出による、それから死亡によるものといったことで3名が減となっております。単価を見ましても、大きな単価でございますので、その3名の方の分につきましてはこういった大きな金額になってくるということでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 7 番橋本議員。

○橋本恭子議員 ということは、私の考えるには、その3名の減であったがために単価も、知的障害者施設の訓練等に係わる支援費といいますと単価は1人当たりどれくらいで、人によって違うんでしょうか、それについて詳細をお願いします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 単価を申しますと、入所更正、通所更正、それぞれ額が違いますが、予算をはじく上で当初、入所更正を例にしますと単価25万6,000円で見えておりましたんですが、それが変わりまして22万4,500円余りということでございますから、これだけ見ましても3万円余りの単価が変わっておるということでございます。通所にいたしましても当初予算では16万2,900円を見込んでおりましたんですが、改正によりまして13万6,000円余りということでございまして、これも大体2万6,000円余り減ということになってまいります。大体それで掛け合わせますと入所更正に至りましては大体1,700万円ぐらいになるんじゃないかなと思いますし、まあ人数減が1人減でございますので、それから、通所更正にしましては2人減でなっておりますので、単価から今の差額

の計算をしていただきますと大体1,100万円見当になってくるということでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 最初に、町税の個人町民税の3,957万9,000円の追加なんです、ちゃんとかうことはきちっと説明をいただきたいと思うんですけども、所得それから納税義務者課税標準等の伸びということでは説明がありますが、所得でどう、それから納税義務者の方はどうというふうに具体的に説明いただいて、今後のことも含めてですが、一応決定したからこういうことになったらと思えますけど、その説明を求めます。

それから、固定資産税も4,883万1,000円の追加なんです、土地償却資産、当初から増えましたと、増えたから増えとんやけど、その内容を説明をするのが当然だと思いますが、いかがか。

それから、路線バスのＩＣカードシステム導入事業補助ちゅうことで13万8,000円を計上、追加計上してるんですが、本町の路線の距離を基礎とするということになっているんです、そういう説明なんですけども、ちなみに、各自治体の負担というのは神姫バスに対してどういう形になっておるのか、あわせて説明を求めます。

それから、先ほど来問題になっております生活道路整備事業費の補償費についてなんです、これはもう前々から、先ほどもありますように、前から問題になっているところがありますし、これが解決したと言っても實際上、この支払いが妥当かなあというのは先ほどの質問でもありますが、領収書の記載名者に払うんだというようなことなんです、このようなことがこれまでに、先ほども上ノ池のこともありましたけど、古くはそこの太子山のところの道路、古くはね、これどないだったんかさっぱり分らん。だれが知ってんか分らんけども、大変なことやっ

る。

それから、太田小学校前の校門前ですわ、これももう妙なことになった。それから、まだそれより新しいのが原の、原池の大池のうてみのところの床板かけて業者のところへ入るところがありますわな、何ちゅう業者か今すぐに思い出さんけど、うてみから原勝原線に沿って西へ行ったとこですわ。

そういうものが、そのときにもそんな覚書なり契約なりというものがきちっとあって、そして、それが支払い根拠になると、違いますかね。そういうものがあって根拠にならないといけないものが今になってこういう形で解決をしました。それで、税の問題も沖代線問題で何回かここも苦慮したというのがアグロの前のところでありました。

だから、後になってこういうことを言ってもほとんどの担当者が分からへん。だから、しょうがないから払うんやと。そら、しょうがないから払うでは済まされん問題があるんと違いますかね、税金ですから。その辺ははっきりさせとかなあかん。覚書なり何なりなければ、それはやってはいけないことだと思うんですがね。どういう経緯でというたって、その当時おった者がおらんだらどうもならんでしょう。事情も分からん。書いたものがきちっと庁内にあって、そしてそれが毎年次申し送られて、未解決の問題として担当者が申し送りを受けて、そして担当が交代したときにちゃんと相手とこういう経過があるけどどうなんですかという、もう生きたものとして継承されておらんだらおかしいんですよ。違いますか。

公金をそういうふうにやられること自体が私は納得がいけない問題だと思うんですが、先ほど言ったような事例等も含めて、たまたまね原池のところは妙な覚書が出てきて、そんなものは我々知らなかった。長いこと議員やってきて、そのときの議員やってたのも相当おりましたけれども、そういうことをだれも言わなかった。しかし、それもいきなり出てきたんやけども、そういう経過があるとい

うことで支払ってるんですよ、それは。だけど、これは何ら根拠的なものがはっきりしないまま支払うということだから問題だと思うんですが、その点、はっきりとさせていただきたいと思います。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、町民税の個人町民税の関係でございますが、3,957万9,000円という追加でございますが、これにつきましては定率減税の半減や高齢者控除の廃止等の税制改正に伴いまして対象納税者の課税所得額が増加ということでありまして、まず、均等割納税義務者につきましては当初見込みより383名の増、それと所得割につきましては当初よりも883名の増ということで、均等割の方が金額にいたしまして114万9,000円ですか、それと所得割につきましては3,843万円ということでございます。

それと、固定資産の方につきましては18年度の評価替に伴う土地に係る税負担の調整ということで、17年度以前につきましては前年度課税標準額に負担調整率をかけておりましたが、18年度からは当該評価額の5%を乗じることの制度改正によりまして増加しております。

それと、ＩＣカードの各自治体の負担ということでございますが、この経費といたしまして全体で2億2,053万4,000円という金額でございますが、そのうち国、県負担しまして、残り10%を各市町で負担するということでございます。

太子町におきましては、全路線の走行距離5万7,432に対しまして360ということで13万8,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 先ほどのご質問の補償補填の問題でございますけれども、これにつきましては引き継ぎがあったかどうかというのはちょっと今のところ調べておりませんので分かりませんが、これにつきましては、私も話は過去には聞いたことがござい

ます。というのは、担当ではなしに聞いていたような状況でございまして、詳しい中身は知ってないところでございました。今回担当者がいろいろ聞き取りといたしますが、しまして調査した結果、また、その領収書等が保存されておりましたので、それに基づき支払いさせていただくといったことでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第2 議案第63号 平成18年度
兵庫県太子町国民健康保険特
別会計補正予算（第2号）

○議長（熊谷直行） 日程第2、議案第63号平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番井村淳子議員。

○井村淳子議員 4ページの出産育児一時金の追加のことですけれども、これは10月の1日から30万円から35万円になるという説明がありましたが、この支払い方法についてですけれども、太子町においては現在出産後に申請して受け取る、また貸付制度とがありますが、厚生労働省より改善策ということでこの支払い方法について、保険者から医療機関に分娩費を支払いする方法に改めていきたいというふうな見解が出されておりましたが、太子町としてはこの10月以降、どういうお考えでされるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 支払いにつきましては、今のところ従前のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑ありませんか。

12番佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 同じく4ページなんです、共同事業拠出金の中で保険財政共同安定化事業拠出金ということが、確か説明では新規創設事業、新規創設というふうに説明があったと思うんですが、2006年10月1日というのを私はちょっとメモしてるのが、それに間違いはないかどうか。

それから、その中のその文字を見れば大体想像はつくんですけども、事業内容を具体的に説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 保険財政共同安定化事業の実施時期でございますが、間違いなく18年10月でございます。

その内容でございますが、これまでも高額医療費の共同事業がございまして、改正前は70万円という線がありました。この4月から80万円になっておりますが、この保険財政共同安定化事業につきましては30万円というのがラインになっておりまして、30万円以上と80万円以上と、2階建的な再保険構成という機構をお考えいただいたらと思うんです。

今申しましたように、被保険者の方から申しますとこういった30万円というラインで、保険者として非常に危険分散というのが、昨年度では70万円のラインがぐっと下がってまいりますので非常に財政の安定化に寄与されるものというふうに思います。

○議長（熊谷直行） 12番佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 監査委員の意見書、これちょっとこれからずれるかも分かりませんが、監査委員の意見書の3ページの国保会計の中で不納欠損額が1,139万円、それから収入未済額が1億9,699万円というふうにあるわけですけども、こういうふうに共同安定化事業ということで、財政ですから同じ財政に絡みますんで、その中で監査委員の方も会計のあり方を抜本的に見直すべき状況にあるというふうに指摘をしているんですが、この国

保の中でのこの会計状況については監査委員の指摘に対する当局の見解はいかがなものでしょう。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 医療費の財政的構成ということは非常に以前より重要な問題でございまして、特に国民健康保険につきましては本町、保険者でございます。その財政運営というのは非常に重要でございます。

基本的にはその財政の構成というのは定まっておるわけでございます。ただ、医療費の支給が多いと、年々増加をするということと、その都度、保険税の見直しをすればいいわけなんです、構造的にはいいわけなんです、なかなかそれがこれまでもきちっとシーソーの収支をバランスとるごとくできていない部分がございましたので、年々一つの課題として我々は突きつけられておったということでございます。

各保険者につきましても同様の傾向でございまして、医療費の高騰を抑制すると、それから、それにあわせて持続可能な制度にするということでの抜本的な改革が医療、介護を含めましてやられておるわけで、その一つでこういった安定化事業等も導入をされてきております。

監査委員さんのご意見にもありますように、常に財政収支バランスというのは常に見ておかねばならないというふうに私どもも理解しておりますし、そのように注視をしております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これ、先ほどの質疑と同じことなんです、収支同額を拠出をし交付を受けるというような基本的なことになり、国保の県単位での運営に向かって一つの地ならしをするということがあると思うんですけれども、この平準化ってということによって、その平準化の意味ですね、基本的に言えば、町

の国保会計としては本来的にどうなのかというのが問われると思うんですけども、より一層住民の声が、こういうことになりますとこの部分についてのこと、それから、県で運営しますと住民の声が届かなくなりますし、この平準化によって、まあ私は地ならしだと考えておるんですけども、この平準化によってですね、今後国保に、実際上の平準化という名で本町国保にとってどういうふうになってくるか、安定的にというものの、平準化というのは意味がある言葉だと思うんですね。そういう点でひとつ説明を求めておきたいと思っています。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 適切な答えになるかどうかは分かりませんが、やはり高額医療的な部分の共同事業といいますと、リスクの分散という面、その裏側には財政的な平準化ということが参ってまいります。やはり大きな単価がありますと、やっぱりその変動をダイレクトに受けとめるのではなしに、やはり長くですね、なだらかに持っていくというのが構造的にも考えなければならなし、当然こういった形になってようかと思っています。

本町の国保の財政におきましても、当然再保険的な細分でございますので、非常に従前と比べれば効果があるというふうに考えております。

○議長（熊谷直行） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 結局同額の負担と交付という意味合いでですね、私は言うतんですよ。規模が大きいんですからね。それは過去のいわゆる説明は対象の半分という、これもうちょっと詳しく説明を求めたいんですけども、2カ年の合算とかいうことで説明しましたでしょう。だから、それが公正に行われて、財政運営上も負担が少なく済むということで、対象の半分のということで少し内容説明をあわせて再度求めます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） この算式のこ

とかと思うんですが、これも平たく申しますと、大体このぐらいが要するという目安をつけるためにこれまでの実績値でもって一定の算式ではじいております。

ですから、今回上程をいたしております額におきましても、その算式に基づいたものでございまして、歳入歳出同額を計上してあるわけですが、実際これが始まりますと当然交付金と拠出金の間に差が出てまいります。その差をなるべく少なくという意味での算式でございます。実績値でもっての算式でございますので、当然差異が大きければ、当然県からの調整的な部分が入ってこようかと思えます。今のところ3%という数字を聞いておるんですが、それを超えるようなことであれば調整額が入ってくるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第3 議案第64号 平成18年度  
兵庫県太子町介護保険特別会  
計補正予算（第2号）

○議長（熊谷直行） 日程第3、議案第64号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この介護保険会計の補正2号なんですけども、いわゆる負担金補助及び交付金の介護サービス費から、予防サービスから介護サービスへという移行部分がありますが、今回の制度改正で介護度によりまして介護保険制度が利用しにくくなる、したくても利用しにくくなると、はじき出されるよう

なことがあってはならないと思うんです。この制度改正と今会計との関連もあるわけですけども、動向と対策について説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） この制度が利用しにくくなっておるといふご指摘だったかと思うんですが、動向といたしましては、予防ですね、支援に係る予防の部分の方は増えております。従いまして、利用しにくいという面につきましては、ちょっと私今、桜井議員さんからのご指摘、ちょっとぴんとこないんですが、実際言われておりますのは、巷間言われておりますのは、その負担等でのことは言われておるんですけども、実際のところ、今、日々の状況を見ますと、予防の部分が増えておるなあというふうになっております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今回組み替えと同じような形で介護サービス費が増えて予防サービスが減ってる。介護サービスについても今回の制度改正によって負担のことを含めて考えるという人がおられるんです、現実ね。利用料の問題も含めてですよ。

今も説明がありますように、これらで制度改正によってはじき出されるようなことがあってはならないし、予防サービスも実質的には予防の給付が減りますと、なぜ減るかということになってくるんですよ、こういう予算上の措置が丸々在宅介護サービスに移ったりするわけですから。予防上のことがこういうふうになってくること、それから、サービス給付が増えますと当然利用者の負担も重なってくるからのお話をしよんですけど、いかがですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今の桜井議員さんのご指摘は予防から介護の方へ補正額も移っておるといふご指摘であったんですが、この増と減につきましては、当然法の改正が

この4月にございました。当初予算を編成する段階におきましては、当然法の附則に基づいて我々は介護サービス費の方へ計上すべきではないかということをおっしゃってんですけども、県の俗に言います助言がございまして、予算計上については予防の方で計上しておくようにということがございました。それが今回法制でもって正規の方に移すということでございますので、予防サービス費を削って云々という今のご指摘とはちょっと意味合いが違います。予算の計上の方法において当初予算では一応予防の方に置くということでございましたんですが、やはり法附則に書いてありますとおり、介護サービス費の方に置くということが正解ということでございますので、今お聞きしますと、若干こう、サービスを削って云々というニュアンスに私聞こえましたもんですから、今回の補正につきましてはそういう意味でございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第4 議案第65号 平成18年度
兵庫県太子町下水道事業特別
会計補正予算（第2号）

○議長（熊谷直行） 日程第4、議案第65号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 歳出で5ページなんです、下水道費の1一般管理費、節の部分で償還金利子及び割引料と書いてありまして188万3,000円ですが、これ大口利用者の漏水のためということで、認定による過年度分一

般汚水下水道使用料還付金になっておりますが、許せる範囲、どこがどうであったか、会社名というんでしょうか、事業者名をお知らせください。

それと、2番目の公共下水道事業費の工事費請負に関しまして9,294万円、これについて助役よりちょっと説明がありました、それについても3点お願いします。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） ご質問1問目の償還金利子及び割引料の補正の件でございますけども、これにつきましては、水道の方につきましては地下で水が漏れた場合、まあ敷地内ですね、敷地内で水が漏れた場合は、やはり自己責任も幾らかあるということで個人、その方が2分の1負担するといった規定がございます。

そういった中で、下水の方につきましては基本的には下水道管には流れないといったことから、全額還付するといったことでなっております。

この金額につきましては、はっきり言いましたら太子病院さんの敷地内で太い管が漏れていたといったことから大量の使用料をいただいていたということになっておりまして、それに伴います還付ということになっております。

それと、工事請負費の件でございますけども、下水道工事跡舗装復旧工事につきましては当初予定しておりました、想定しておりました面積よりかなり増えております。そういった都合で補正追加をさせていただいております。

それと、また公共ます設置工事費追加の件でございますけども、これにつきましては新規の取り出しとかそういう件もございますし、面整備工事のときにキャップ止めといいまして公共ますが設置できない状況のところにつきましては、敷地内までパイプだけを入れております。その接続のときにはそのますの設置費を当然面整備工事のときには町が負担するものですから、それについて町が工

事費を支払っております。その件数が想定したより増えてきたといったことから追加ということになっております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 3つ目の雨水。

○経済建設部長（富岡慎一） すいません。東南の雨水の件ですけども、これにつきましては4月ごろだったと思うんですけども、ゲート、雨水幹線のゲートが壊れ、結局操作が不自由になってきておったということでございまして、やはり田植え等の問題がございしますので、緊急に対応したといったことでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑ありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この工事請負費の関係で工事跡舗装復旧、先ほどもありますが、面積増ということもなんですけども、実際にどれだけのものが増えたのか。それで、この補正ですべて工事跡は復旧することになるんでしたかね。あと残るのがどれだけかということを含めてですね、説明を求めます。

次に、公共ますの件も、一応私の耳に、こないだの説明では1,000万円とか聞いたんですが、1,000万円というのは大きなけたですし、新規の取り出し、あるいは先ほども説明がありますキャップ止めの箇所とかが実際上、当初よりも増えたと言いますけれども、どうなってんのか。それから、キャップ止めをした場合に、供用のための手続きがすぐ期待できるところでこういうことをやってんのかどうかを含めて説明を求めます。

それから、雨水1・2号幹線ゲートの問題では、当該常任委員会でも問題になったようでありますけれども、これの実質管理という面でいえば、雨水は一般水路であります、雨水幹線として整備をする。そしたら施設、いわゆる堰とかの施設、あるいは転落防止の柵、すべて日常ふだんに管理されておらなければならないということになるわけですが、

それらの管理は、いわゆる取水とか排水とかいう点でいえば、当然受益者の方がやると思うんですけども、施設の管理という点では実質的に町が負わなきゃならないことになりすわね、町の施設ですから。そういう点でいえば、管理がどうだったかによって予算が、多分当初予算なかったと、予算がないまま予算先議の原則に反して事業を行うというのはどういうことかということになりますし、議会を実際に軽んじると、議決を軽んじるということにもつながる。そういう問題でありますけれども、その点どう考えとんのか、あわせて説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） まず、下水道工事跡の舗装面積でございますけども、当初想定しておりました面積より約1万平米、現実に積算いうんですか、再度図面等で拾い上げておりますと1万平米ほど増えております。そういったことから追加補正をお願いしているところでございます。

それと、今回今年度において舗装復旧といいますが、下水道工事跡の舗装復旧は全部済むのかというご質問でございますが、これにつきましては下水道工事跡を現在最終年になりますんで、下水の工事跡の復旧につきましてはすべて完了ということを考えております。

それと、キャップ止めとか、要は公共ます設置工事費の追加でございますけども、これにつきましてはキャップ止めの件もございすけども、新規の取り出し、これがやはり多くなってきております。そういった関係で新規の取り出しの場合は当然道路から掘りますのでかなり費用が高つくといったことから、当初考えておりましたより増えてきたといったことで今回追加補正をさせていただいております。

それと、ゲートの件でございますけども、これにつきましては、基本的には、当時雨水幹線をつくったときに既存の堰があったところに対しましてゲートを補償的な意味で設置

されております。そういった関係から通常の管理は常に地元の方が行くと。それで、やはりどうしても操作ができなく、いわゆる故障が起きて簡単な修理ではできないといったことに対しましては当然町の方で行うと。通常のメンテいうんですか、油とかふいたりとか、そういうことにつきましては当然地元の方の管理ということになってます。

それと、今回先行で工事をやったということに対してのことでございますけども、やはり緊急の場合、やむを得ない場合にはどうしてもやらざるを得ないということで、地元の方からもそういう声が出れば、どうしてもやはりそれに伴う補償等の問題も発生するかもしれせんし、ということで先行的にやらせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先ほどずっと説明してるのは4月でしょう。4月から5月にかけて取水時期に支障が分かって地元から要請があったということを説明しとんでしょう。ほで、今9月でしょう。私はそういうことを言いよんですよ。やっぱりね、日常ふだんにというのは町の施設であり管理責任が問われるわけですよ、この雨水は、雨水幹線も皆そうですけども、管理責任が問われる。そして、先ほども言ってるように通常の開け閉めとかのことは受益者がそらやっぱり田を守りする上で開け閉めはするわけですけども、施設そのものについては町の施設ということで設置したわけですわね。これ町の施設でないと言えないわけです。だから補修もするということになるわけですね。だから、いわゆる塗装でいわゆる腐食防止だとかいろんなことが常に行われていないと、こういう問題が発生するということじゃないですか。それは責任を持って管理してなかったら事故が発生しても、雨水の場合の処置は町に責任が伴うということに私はなと思うんです。

施設も老朽化して機能しなくなったら改修をする責任が伴うてくるということを当初か

らこれ、いろいろ水路改修という性格ではあるけれども、都市下水的な面も含めて雨水幹線として公共で整備をするというときから始まってのわけですから、それらのことの整理は今もついてないんじゃないかなと思うんです。それで日常管理と私は言う 겁니다。

いわゆる水路に床板をかけて道路の機能をさせたところも同じです。だから、それらのことについてはきちっと町が責任を持って管理をするということが明文化されていくべきだと思うんですけど、そういう点と、4月と6月議会がありましたと、それで今9月議会ですと、こういうことを言っとんです。予算先議の姿勢はどこへ行ったかということをして伺っております。

それから、公共ますの件では、実際新規取り出しが何ぼ増えてこういうふうに、1,000万円と聞いたの間違いはないですね、1,000万円と言われたんでしょう。だから、1,000万円というのはけたも大きいし、私は聞いてとんです、どれだけ増えとんですかと、新規取り出しが。それで、敷地内のキャップ止めについてもどういうふうに増えてるんですかということをお願いしてあります。

それから、舗装面積も何でこういうふうに1万も増えるいうたら、当初から何でこなくなるのかね。完全復旧、きれいに復旧するんはよう分かつとんですよ。けれども、当初の見込みというのは非常に、いわゆる一般仮復旧程度で見とったということですか。そういうことを聞いてとんです。全面復旧しないと、もう機能しないような道路がいっぱいあるわけですから、全面積を復旧するという事になって1万ということになったんだと思うんですけど、そういう舗装復旧に係る姿勢っちゅうのはどこにあるのかというのは伺ってる根拠なんですけど、いかがですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） ゲートの先ほども説明しましたが、4月ごろに要望書とありますが、そういう問題が出てきております。それがすぐにやはり対応できないという

ますか、現状を把握してからそういうメーカーと協議しながら対応していくわけですが、実際工事やった日時はちょっと今のところ手許に資料がないので把握しておりません。

それと、先ほど言われてました管理の問題でございますけども、これにつきましては一般的には、やはり通常の管理、日常管理については地元の方が行くと。それと、特別な故障等については町がやはり行っていくといったことでこれまで対応しているというふうに聞いております。

それと、公共ますの数の件でございますけども、数の件もちょっと今の手許に資料がないのではっきり分かりませんが、現在で約1,500万円ほどの工事費を使っております。そういった面から、まだ4カ月ほどの間にそのぐらいの費用を出しておりますので、9月補正において、やはり当初予定していたより多くなりそうなので追加させていただくといったことでございます。

それと、舗装の件ですけれども、仮復旧とか本復旧等の問題ではなしに、当初計算しておりましたのは下水道管の埋設管の延長という形で計算をしていたようでございます。ですから、要は下水道管が入らないところ、結局その両側から追いかけてきて中央が残る場合がございます。そういったときには、かなり傷んでおりましたらその部分だけほっておくということは非常に難しいので、その間の道路を掘らない部分も同じように舗装を同時にやっていくといったことから、当然面積は実施にやる場合には増えていくといったことがございます。ですから、約1万平米ほど増えたといったことが理由でございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、今日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第5 議案第66号 太子町税条例  
の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（熊谷直行） 日程第5、議案第66号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 提案理由にもありますように、税収の早期確保等を目的とした納期前納付報奨金について特別徴収者との不公平感により報奨金を廃止すると、これは前々から、この不公平なものは是正するということの必要性は言ってるんですけども、これを次年度から廃止をするということの中で、実際これまで理由としたような資金の早期確保の現行総額というのは何ぼやったかいね。その上で、資金の計画を立てていくということになるわけですけども、これによって資金運営上の問題点は心配しないで済むような運営ができるんですか。

これは借入れとか何ぼでも運営の方法はあるわけですけども、だからいうて、私はこれに反対すると言ってるわけじゃないんですが、廃止をすべきだと思うんですけども、そういう資金運営上の問題でどうかということと、財政運営の工夫を一応当局は考えている、当たらないといけないと思うんですけども、その工夫について説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 現在前納報奨金に対象とする税としましては、町民税におきましては約1億2,000万円、固定資産におきまして7億円という数字で、トータル8億2,000万円ほどの前納報奨金に対する税が入っております。

近隣で報奨金を廃止したところによりまして、報奨金の廃止に伴いまして前納しなくな

ったといった割合が約2割から3割ということでございます。そうした試算の中で見ましたら約1億6,500万円ほどが遅れていくだろうということでございます。

全体的には会計の方の管轄でございますが、一借、全額を借りたとしても利子におきまして約60万円、それと納付書が各期にまたがりますので、そういったものが約30万円という試算をしております。全体的には大して影響はないだろうということでございます。

○議長（熊谷直行） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 いわゆる他の自治体で前納が、この廃止によって前納しなくなったのが二、三割。前納のメリットがなくなっても二、三割は、もともと前納している人はすべて前納ということでやっているから報奨金があるがなかろうがその影響は二、三割やと、太子町もそういうふうに踏んどんですか。よそであることはここもそういうことになるだろうと。1億6,500万円ぐらいが遅れるからその分は借り入れても一応一借やっても大丈夫やということで、後のメリット、デメリットというのは利子の分が60万円と納付書の分で30万円程度だからというふうに、後にこのことで、次年度これがこのとおりになるとお思いですか。もっと工夫が要るんじゃないかなあと思うんですけど、いかがですか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） あくまで予想でございます。先ほど申しました利子につきましても前納報奨金を対象とする納税額すべてを一借した場合の額でございます。1億6,000万円と言いましたら約その4分の1です。ということで、金銭的にはもっと減るだろうと、あくまで予想でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

3番長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 この廃止理由なんですけれども、不公平感があるということなんで廃止しますということですけども、私分からな

いのは、なぜ固定資産税の報奨金は不公平感があるんですか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 前納報奨金は町民税、固定資産合わせまして同じく報奨金という形にしております、不公平感といえますのは、町民税に対する特別徴収者と普通徴収者との違いということでの不公平感でありまして、固定資産についてはそういった不公平感という言い方は適当でないかと思っております。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第67号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第6、議案第67号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今回の条例改正で気になりますのは、保険外併用療養ということで、混合診療によってですね、金のない者っていうのは診療が差別を受けるような形になり、何

らかの救済措置がまたさらに必要になるんじゃないかと思うんですが、そのことと、それから、3条関係の控除額を従来の65万円にするっていうことによって対象者が受ける措置内容について、これの対象となる者が何名存在するかということになるわけですが、その説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 1点目の自由診療の問題でございますが、これにつきましては国の方でもこの改正のときに、それまでもありましたんですが、やはり非常に議論をされまして、我々国民の方にも一部伝わってまいっております。

自由診療が認められるに従って差が出てくるといご意見でございます。それにつきましてはの対処ですが、現在のところ私どもではそれについてどういったことは具体には考えておりません。

また、もう一点ですが、その所得判定の際の65万円の件でございますけれども、これは老健の方の老人保健法の方で規定をされておるんですけども、これまでも70歳未満の方につきましては給与所得控除の65万円を適用しておりますので、今回こういった法の方では改正がございますが、福祉医療条例を適用する方につきましては従前のとおり65万円でございまして、実態的には判定の額については変わっておらないということでございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。
したがって、議案第67号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第68号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第7、議案第68号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 国民健康保険運営協議会の委員の増員が今回提案されているわけですが、この件については、これまでの運協でも主張してきましたように、今次改正では1名なんですけれども、少なくとも2名増員をして、それぞれいろんな行政は小学校区をある程度考えての行政を行っている中で、最低限被保険者、扶養者に係る代表を現行2名から4名にし、提案では1名なんです、もう一名を増やすということの方が大事なんではないかと。そして、保険者の意見をしっかり運営協議会に反映していただいて、また、国保のあり方等を地域のそういう皆さんにも知っていただくと、こういうふうにしていくことが至当であると、このように考えるんですが、いかがか。

それから、これから10月から70歳以上で一定所得者の負担が2割から3割に増えるということに法改正があるわけなんですけれども、これによる、まあこれも自己負担の改正で非常に厳しい改正になるわけですが、今何らかの形でお医者はんに行きますと、何万円か持っとらなんだら検査があつてということになったらとても受けられないと、さらに3割になりますとそういうことが起こるわけですね。そういうふうになりますので、これは深刻な問題だと思うんですけれども、これに

ももちろん救済が要るし、同時に予定対象者ってというのはどの程度を見込んであるか。2割が3割になる人ですね、一定所得以上ですから、どの程度の人がこの対象になるのか、あわせて説明を求めます。

それから、保険事業の事業項目を実情の合ったものにするっていうのは具体的にはどうということなんですか、説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 1点目の委員の増の件でございますが、これにつきましてはこれまでも審議会の中で議論をされておったというふうに私は伺っております。

今回は県の助言、指導のもとに区分を一つ、保険者という区分を設けたということでの1名の増ということにしております。

これで終わりというわけではございませんで、今桜井議員さんの方からもございますご意見につきましては十分斟酌をして検討したいというふうに思います。

それから、2点目でございますが、2割から3割になった者の範囲でございますが、細かな数字、今ちょっと手許に探すんですが、ないんですけども、やはり一定所得でございますので、人数的には、比率的にはそう多くはございません。収入にしまして520万円ですか、そういうことでございますので、パーセントは非常に小さいものであったというふうに思います。

それと、3点目の保険事業の改正のことでございますが、本来でありましたらもっと早くこれを改正をすべきであったというふうに思います。現行条例を見ていただきますと非常に分からない部分もございます。事業の中に保健師といった、これはもう名詞そのものが出ておりますし、これは現行やっておる事業に合わすという意味での詳細説明でございます。

参考までに、保険事業の第13条の規定の内容につきましては、当然条例で、条例の参考例にもあわせた形にいたしております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第68号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第69号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第8、議案第69号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第69号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第70号 太子町非常勤

消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第9、議案第70号太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第70号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 代表質問

○議長（熊谷直行） 日程第10、代表質問を行います。

質問される議員は一般質問席でお願いします。質問、答弁は一括でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔、明快をお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、通告により発言を許します。

まず、17番北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 新政クラブの北川です。

それでは、平成17年度決算認定、また17年度の施政方針より代表質問をさせていただきます。通告の順にしますのでよろしくお願いします。

総合計画の基本目標である“和のまち太

子”の実現のため実施された施策並びに平成17年度決算について質問します。

「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」についてお尋ねします。

疾病の早期発見に各種の検診を実施し、生活習慣病、感染症予防事業に取り組まれています。乳がんの発見率を高めるためマンモグラフィ検査に加え視触診併用検査を実施されました。乳がん検診や基本健康検査等疾病予防事業について、その内容の説明を求めます。

健康づくりの一つとして、各小学校校区においてウォーキング教室を開催されました。この教室を受けられた名簿に登録し、100万歩達成され認定書等を受けられた方の人数等、このウォーキング教室のその取り組みについて説明を求めます。

母子保健事業の幼児食教室、また介護予防事業の筋肉トレーニング事業について、対象者、回数等、その取り組みの内容について説明を求めます。

次に、「豊かな人間性と創造性を育むまちづくり」についてお尋ねします。

社会の各分野で活躍されている地域の方々を講師として招聘し、幅広い知識や技能を生かした授業を行った社会人活用事業についてその取り組みについて説明を求めます。

公民館活動事業について、子供を対象とした夏期講座について、また一般を対象としたパソコン教室など活発に活動された公民館活動事業871万3,925円について説明を求めます。

続きまして、「豊かな緑にいだかれた活気あふれるまちづくり」についてお尋ねします。

農地の有効利用を図るため、都市住民にレクリエーションの場を提供し、農業施策の一貫としてサツマイモ畑、ジャガイモ畑を観光オーナー事業について、その効果等取り組みについて説明を求めます。

また、特産品の製造や販売の拡大、新製品の開発について説明を求めます。

「美しい景観に機能性を備えたまちづくり」についてお尋ねします。

JR網干駅前区画整理事業について、17年度の取り組みと今後の見通しについて説明を求めます。

地域の自主的な花の管理により、触れ合いと生きがいの輪が広がるよう、まちづくり緑化事業に取り組み、252万円活動補助をしています。その取り組み内容について説明を求めます。

町税、国保税の徴収についてお尋ねします。

町税の徴収率は前年度より向上しています。町税、国保税等については翌年に繰り越しにならないよう、また、滞納繰越額が減少になるよう、いろいろと取り組みをされています。しかし、新たな滞納の発生、徴収未済額の減少はなかなか厳しい状況にあると思います。

平成17年度収入未済額、一般会計4億3,225万3,132円、国保会計1億9,699万5,896円、介護保険特別会計684万3,170円、下水道会計3,395万9,555円あります。町民税、国保税等の徴収について、また、収入未済額について今後の取り組みについて説明を求めます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。

まず1点、乳がん検診や、また基本健康診査等の予防事業についての内容というご質問でございます。

乳がん検診につきましては、マンモグラフィを併用した乳がん検診が視触診だけの場合に比べて早期がんの発見率が有意に高くなるとの報告を厚生労働省の指針を受け、視触診も併用した検査を実施いたしておるところでございます。このマンモグラフィの検査はエックス線撮影を行うことで視触診では分かりにくいしこり、また、小さな石灰化を映像でとらえ診察を行うものでございまして、乳房のエックス線撮影で現在の乳がんの精密検査

の一つとして用いられているところがございます。

また、基本健康診査は脳卒中、心臓病、高血圧症、糖尿病などの生活習慣病の早期発見と予防を目的に実施いたしております。適切な指導や治療と結びつけることで生活習慣改善への動機づけを行っているわけでございます。

平成17年度太子町衛生統計によりまして、成人、高齢者の健康づくり検診別受診者数の乳がん検診者数の減少は、がん予防重点健康教育及び検診実施のための指針の一部改正がございました。「がん検診の実施回数は原則年1回行うものとする。ただし、乳がん検診及び子宮がん検診につきましては2年に1回行うものとする」とされており、前年度受診しなかったものについて積極的に受診勧奨を行うものとするという指針の効用によるものと考えております。

2番目のウォーキング教室でございますが、各小学校でそれぞれ実施する予定でございましたんですが、選挙等々重なり、また、雨天の影響等によりまして、午前に斑鳩小学校で47人、午後の龍田小学校で36人の参加ということになりました。

ここで100万歩を歩く太子いきいきウォークはウォーキング教室の参加を必要とはしておりません。そうした中で、だれでも思い立った日から行っていただき、100万歩達成者が出てきたのは1月以降で、17年度は18年3月までに7人の達成者がございました。そうした達成者の皆さんは広報への掲載と、また西播磨県民局からの認定書が交付されるというところでございます。

このウォーキング教室、やはり歩き方の基礎、基本ですね、そうしたものをここで教えていただいておりますということでございます。

次に、母子保健事業の件でございますが、幼児食教室、また介護予防事業のトレーニング事業とのご指摘でございますが、幼児の食教室につきましては、離乳完了後の食に対する悩みや相談等に応じるために開催しており

ます。隔月で年6回、延べ42人の参加がございました。その主な相談内容につきましては、好き嫌い、偏食ですね、について17名、また食欲不振7人で、栄養士、保健師が対応いたしております。

また、介護予防事業対象者は65歳以上の高齢者で、虚弱ではございますが、介護認定において自立と認定された120名を5つのグループに分かれまして2週間に1回の頻度の参加として行っております。

その事業は、社会福祉協議会に委託しましてマイクロバスでの送迎、そして、作業療法士や看護師などの専門職が一人ひとりの状態を把握し、そしてご本人が納得したトレーニングメニューを組みまして、ボランティアのお手伝いを介して保健福祉会館機能訓練室でトレーニングをしていただいております。

次に、社会人の活用事業についての取り組みでございますが、この事業におきましては、学校教育の活性化を図ること、また、総合的な学習の時間に対応いたしまして地域や、また、生徒の実態に即した教育計画に基づき社会の各分野から講師として招聘するものでございまして、平成17年度におきましては英会話指導としまして龍田小学校で20時間、また斑鳩小学校でも同じく20時間、太田小学校では18時間、石海小学校におきましては、また天気予報に關したそうした教育を8時間、そして車いすバスケットに3時間を実施いたしております。また、太子西中学校では茶道に28時間、それぞれのご指導をいただいております。ふだんの授業とは異なる体験をしながら学ぶことによりまして、いろいろな知識を習得する上において有効であり、今後とも幅広い分野からの招聘ができるよう各学校に対して指導をしていきたいと、このように考えております。

次に、公民館活動の実態でございますが、この公民館の活動につきましては871万3,925円を投入いたしております。

平成17年度につきましては中央公民館、各

地区公民館において事業を実施しておりますが、中央公民館では高齢者を対象としました。たちばな大学を開校いたしております。今336人の入学者で一般教養講座を9回実施したところでございまして、また各ジャンルの講師さんを招聘いたしまして受講生の素養向上に努めたところでございます。大体出席者は毎回約220名程度でございました。そして、4専門講座を同時に開設いたしております、ふるさと散策146名、また放送大学30名、童謡・唱歌54名、シニアウェルネス34名、264名の方々に学びの場を提供したところでございます。

成人対象講座につきましては4教室開設いたしております。茶道、舞踊、社交ダンス、ホームクッキングを4教室開校いたしまして、72名が毎月学習活動を通して交流や趣味の輪を広めていらっしゃいます。

また、夏休みには子供や親子を対象として子供実験室、アイスクリームづくり12名の参加、また子ども工作室、バギカーをつくろうということで、これも12名。親子陶芸教室32組が参加のもと開催され、ものづくりや実験を通して親子の触れ合いや、また子供たちの趣味を深めることができた、このように考えております。

そして、パソコン教室でございしますが、この教室につきましては、入門コース3教室、ワードコース2教室、エクセルコース2教室、デジカメコース2教室、はがき・カレンダーコース1教室の合計5コース、10教室で95名の方が受講され熱心に学習されたところでございまして、このパソコン教室につきましては大変好評であったということでございます。ちなみに、この受講生の最高齢者は79歳、また最年少者は30歳というところでございます。

また、催しといたしましては、公募美術展を10月19日から23日の5日間、文化会館で開催し、応募出展数は177点、そのうち写真64点、書画25点、陶芸39点、絵画49点で観覧入場者数は895名でございました。

また、毎年実施いたしておりますかるた大会でございますが、小学生48チーム190人、また中学生15人の参加を得て太子かるた会の支援のもとで開催することができました。回を重ねるごとに参加者も増えてき、太子の里かるた会として定着いたしておるところでございます。

各公民館合同学習発表会展示部門を平成18年2月25日から26日まで開催いたしまして、この出品数は375点、中央公民館が87点、斑鳩公民館48点、石海39点、太田91点、龍田110点で観覧入場者数は25日が350人、26日が380人というところでございます。

また、芸能部門につきましては3月5日に開催いたしまして、この内容は大正琴、カラオケ、民謡、新舞踊、また朗読、扇舞、詩吟、民舞踊、創作バレエ、サタデーダンス、太極拳、手話、草笛、謡曲、舞踊、15部門で出演者は約150人、観客数は400人で、各公民館の交流の場として非常に好まれたところでございます。

また、それぞれ各公民館では高齢者を対象とした文化教養講座、またそれぞれの歴史講座、それぞれの公民館に合ったそうした講座も開催されておるところでございます。

次に、サツマイモ畑、またジャガイモ畑の観光オーナー事業についての取り組みでございしますが、この観光オーナー事業につきましては休耕田を活用いたしまして、都市住民との交流活動や地域の活性化を図ることを目的にジャガイモ畑2地区、川島、宮本、そしてサツマイモ畑につきましては3地区、阿曾、糸井、川島で実施いたしたところでございます。

過去の参加者、また町広報、地方新聞等でそうした新たなオーナーの募集を行いまして、ジャガイモオーナーでは192区画115組、またサツマイモオーナーでは178区画111組の応募がございました。応募者の約3分の2の方は阪神地区を含む町外のオーナーさんで、収穫日当日はオーナーと地元集落の皆さんと

が共同で収穫作業を行い、収穫の喜びを体験していただきました。また、それぞれの直売所では、太子町産の新米や野菜、また切り花、コロッケ等の販売をされまして、安全で安心な農作物を安価で提供し、オーナーの方々に大変喜んでいただいたというところでございます。

次に、特産品についてでございますが、昨年度より製造販売等をＪＡ兵庫西より太子町加工グループに引き継ぎをいたしまして、積極的に取り組むところになったところでございます。17年８月に念願のみそ製造業の食品営業許可を取得いたしました。そして、商品も太子みそを主にいちじくジャム、いちじくアイスに続き、新製品としてこうじ漬けの素を発売し、ヒット商品となっておりますところでございます。販売につきましては町内外で５カ所の常設直売所と顧客の８割を占めるリピーターには専用のみそ電話を設置いたしまして注文に迅速に対応できるようにいたしましたところでございます。また、生産につきましては新たな設備導入等によりまして量産体制を確立し、安定した商品供給ができるよう取り組んでおります。最近では太子みそが太子いちじくに次いでひょうご食品認証制度によります安全、安心かつ個性、特徴ある県産食品として認証されたところでございまして、販売実績は確実に現在のところ伸びてきております。ますます商品生産にあたっての加工技術の向上、また販路の拡大に努め、さらなる特産品の開発に努めてまいる所存でございます。

○議長（熊谷直行） 町長、区切りのいいところで、ここで切ります。

○町長（首藤正弘） はい。

○議長（熊谷直行） この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時52分）

（再開 午後1時00分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、続けて答弁をお願いします。

町長。

○町長（首藤正弘） 続きまして、ＪＲ網干駅前区画整理事業につきましてお答えさせていただきます。

今この駅前地区の健全なまちづくりを実現するために組合施行土地区画整理事業の実施を目指して事業に関する計画案及び事業化の条件等を検討することを目的といたしまして、ＪＲ網干駅前西北地区、西南地区土地区画整理検討会を平成16年から、16年12月に設立いたしまして、今協議を重ねておるところでございますが、西南地区については事業化についてほぼ合意に達しておりますが、西北地区については区域界の確定に合意が得られていないというのが現状でございます。今理解が得られるように検討会を通して取り組んでいるところでございますが、一方、平成19年２月の兵庫県都市計画審議会諮問に向けて現在取り組んでおりましたんですが、龍野線の立体形式、網干線の法線決定等々に不測の日数を要しておるところから、19年度にずれ込む公算が強いのではないかと、このように思うところでございますが、18年度中にこれらを決定いたしまして、19年度の前期に都市計画決定の事務処理ができるように取り組んでいきたいと、このように考えております。

続きまして、まちづくり緑化事業についての取り組みでございますが、17年度におきましても、たいし花と緑の会に252万円の活動補助を行いまして、町民の花と緑に対する意識の高揚を図り、町内での花いっぱい運動を実施したところでございます。

具体の活動といたしましては、年２回の花いっぱい運動として花苗を育成し、各自治会及び公共施設に花壇、プランター用花苗約２万3,000ポットを配布したところでございます。また、イベント時における花苗の無償配布による緑化啓発活動、緑の募金、また技術向上研修など、そうした事業を実施して取り組まさせていただいております。

次に、町民税、国保税の徴収等についてで

ございますが、議員ご指摘のとおり、町税におきましては徴収率で0.2%上昇し、収入未済額は約1,520万円減少したところでございます。国保税につきましては徴収率で0.4%低下し、収入未済額は約930万円増加いたしております。町民税と国保税を合わせた全体では、徴収率では0.1%上昇し、収入未済額は約590万円減少いたしております。

徴収率の低下に歯どめがかかったと言えるのではないかと思います。その主な取り組みといたしましては、昨年度より収税管理室を設置し、高額納税者に文書催告を送付、また休日の納税相談を実施する中で自主納付を促し、債権の確保を目的に誓約書の提出を指導するとともに、高額滞納者及び納税相談なき者には財産調査を実施し、そして、納付意思を示さない方々に対しては滞納処分を執行したところでございます。

今後も引き続き現年課税分の徴収に努力いたしまして、新たな滞納繰越の抑制と、また滞納繰越分については納税相談、また財産調査の強化を図るとともに、分納者の管理を的確に行い、そして早期の完納を、完済を促し、町税の確保に努めていきたいと思います。

しかし、この問題はなかなか難しいといえますか、地道にやっていかなければならないと、このように考えております。そうした面、今後も努力をしていきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 17番北川嘉明議員。
○北川嘉明議員 ありがとうございます。質問したことに對して町長より答弁がありました。あとまた、詳しく詳細なことにつきましては決算審査の中でお尋ねをしたいと思います。

以上で私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷直行） 以上で北川嘉明議員の代表質問は終わりました。

これで代表質問を終わります。

~~~~~

日程第11 認定第2号 平成17年度  
兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第3号 平成17年度  
兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第4号 平成17年度  
兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第5号 平成17年度  
兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第6号 平成17年度  
兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第7号 平成17年度  
兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第8号 平成17年度  
兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第9号 平成17年度  
兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

○議長（熊谷直行） 日程第11、認定第2号平成17年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第18、認定第9号平成17年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の認定第2号から認定第9号までについては、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから総括質疑を行います。

質疑を通告されました議員に申し上げます。

質疑は一般質問席でお願いします。質疑、答弁は一括で行い、簡潔、明快にお願いします。

また、今期定例会では時間制により総括質疑を行うことになっておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、通告により発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 通告の順に総括質疑を行いたいと思います。

まず一つは、本決算に係ります当初の施政方針の基調で述べたことについて幾つか伺います。

その一つは、自立に向けた課題と取り組みについてであります。私は課題は当然住民自治を基本とし、また主体にしたものでなければならぬと考えますが、これへの認識と対応について説明を求めます。

それから、2つ目には、住民の参画と協働ということが再三各所でうたわれ、またそういう志向をしてきたわけでありませうけれども、問題は協働とは言葉だけではなくて協働するにふさわしい取り組みが必要であります。そういう点から本決算を振り返って内容の説明を求めます。

次に、施策の内容につきまして、主要施策の課題や取り組み等について幾つか伺いたいと思います。

一つは、健康でいきいき暮らせる、また人にやさしいまちづくりを志向しているわけでありませうけれども、健康で暮らせる一人ひとりが健康づくりをし、また健康で暮らせるまちづくりを進めるというのは非常に大切なことであり、健康にして終えられることは何人も望むところであります。特にそれらを進めるに当たって、町民検診等の内容をさらに充実させること、また、機会の拡充を図ること、人間ドック等の利用も拡大することによって、より検診率を高めるということが大切であります。そういう点からの取り組みについて検診等がどう前進させるために取り組んだか。また、どう前進したか。かかりつけ医

での人間ドックを含む検診の機会拡充ということは再三ここでも言い、また、その方向で進めることを言ってるわけですが、それらがどう具体化されたかが問題であります。これらの取り組みについて説明を求めます。

それから、介護保険制度についてであります。介護保険制度の見直しは、やはり負担増とサービス利用の実質的な制限が中心になっているものであります。介護は安心して受けられるようによい条件を整えることが大切であります。その取り組み経過等について説明を求めます。

それから、児童福祉につきまして、少子化対策として子育てなどの抜本的な対策を早急に講じることが大切であるというふうに述べて1年が経過し、さらに今日を迎えているわけでありませうけれども、具体的な取り組みはどうであったか、反省点を含めて説明を求めます。

それから、豊かな人間性と創造性を育むというのも非常に大切な課題であります。この中で、子供の主体性、創造性の育成、あるいは自立心、思考力、判断力を身につける教育ということが施行されておりますけれども、これらのことがどういうふうに前進をするために取り組み、また、今日の取り組みの方向として反省点も含めて説明を求めます。

それから、3の質問で、自治と連携による力強いまちづくりについてであります。これは施政方針の中でも特に私は3つの点について今後の取り組みも含めて施策をたしたいと思いますが、一つは、住民参加と協働を進める条件の拡充。

先にも言いましたけれども、参加と協働の条件というのは、行政が持っている情報を共有することがなければなりません。それも情報公開などということが答弁がありましたけれども、実際は結果を知ることにはすぎませんので、実際は計画段階から実施に移るまで、また、結果ももちろんそうなんですけれども、それらの情報を共有すること、それには提供しないといけない情報がたくさんあ

るわけですが、それをどう進めるかが問題です。この取り組みについて説明を求めます。

それから、2点目には、行政と住民の信頼関係の構築をうたってきたわけですが、これも実際に行政が住民に信頼されるような施策はもちろんのこと、対応するときの信頼関係構築にどう努力をし、どんな取り組みがあって、今日その総括が必要だと思うんですが、総括した上での方向も示していただきたい。

3つ目には、職員の資質と政策形成能力の向上、英知の結集と創意工夫の具体的取り組みということを通告しているわけですが、これについても施政方針で何力所かに見られるものなんですけれども、これらのことは日常不斷に行われていくべきものだと思うんですが、これらの取り組みの経過と今後の対応について説明を求めます。

第4の質問で、自立への財政基盤の確立についてであります。行政組織は変えられましたが、今日もなお求められているのは、合理的で柔軟に行政課題、また時の行政事務等に対応できるような流動的な組織の確立こそ大切であると。今日セクションで壁をつくる時代ではないように考えます。そういう面からの組織の確立が必要でありますので、その点について伺います。

2つ目に、収税対策であります。収税管理室という組織を設けてきたわけですが、今日、今も説明がありましたような収入未済も若干減り、また不納欠損も若干減ったというようなことで監査意見の中にもそういう指摘がありますが、しかし、収税管理室と、それからそのもとで囑託で収税に当たるというようなことがあります。実際にはこの組織こそ費用対効果で見た場合の評価が必要であると、このように考えますけれども、その点から整理をしたものの答弁を求めたいと思います。そして、今後の対応についても説明を求めます。

収入未済というのは、今日やはり、今も課

税最低限の問題から課税される対象者が増えてきたわけでありましたが、本当に収入未済に係る払いたくても払えないような住民への血の通った税制対策が、収税対策が必要であります。この取り組みについても説明を求めます。

それから、不納欠損が一般会計で1,052万円強、国保会計で1,139万円強と、こういうように欠損が出ているわけでありまして、これも若干減ったという指摘であります。不納欠損が当たり前かどうか問題であります。安易にこういう不納欠損をするきらいが、今日最近の傾向として見られるように思うのでありますが、これを生み出さない取り組み、また、債権の確保担保ということを含めて不納欠損が居所不明だとかということで解消されるものでは決してない。税の不公平はここにも大きく見られるわけありますから、この点について説明を求めたいと思いますが、この件については監査委員の所見と当局の対応について説明を求めます。

それから、入札契約制度の改善についてであります。今日の社会は、一般社会では非常な競争が激化しているのがお互いに共通の認識があると思うんですけれども、この一般社会と同じような競争性を確保し、そして透明性、公平性を確保するような制度の改善が必要であります。その改善についての姿勢を示していただきたいと思います。

それから、財政の長期見通しと計画についてでありますけれども、住民と地方を犠牲にした小泉改革がより一層地方財政を逼迫させていると言っても過言ではありません。

本決算を踏まえまして、今後の財政見通しと財政計画に対する姿勢を説明願いたいと思います。

それから、第5の住民の生活実態の把握と対応についてであります。特に今日の状況というのは生活保護、要保護、準要保護といったような措置を受ける方が増えていっていると、こういうような状況が各所で報じられているわけでありまして、太子町の今日の実

態、その傾向について説明を求めると同時に、2点目の、これらは格差社会の産物と言っても過言では、私はないと思っております。その格差を解消するための支援策が必要ではないかと思うんですが、その取り組みについて説明を求めます。

それから、次に、6の質問で決算監査意見についてであります。この決算監査ではいろいろ毎年のことなんですけれども、意見が付されるわけでありまして。この意見に対する当局としての所見、対応について説明を求めます。

2点目に、意見に付されております留意事項への取り組みであります。一つは、先ほども言いましたように、経過ではなくて、その中で出てきております、一つは町税の徴収についての「今後とも賦課徴収にあたっては課税客体等の的確な把握を行うとともに、公平、適正な賦課徴収業務をより強力に徹底されたい」というところ、それから、同じ町税の徴収の中で「自主財源の確保に一層専念しなければならず、税本来の公平性を深く認識し、新たな滞納の発生、不納欠損額、徴収未済額などの抑制に一層努力を望む」というところについてと、それから、末尾の「今後の長期財政運営についての改革を引き続き強く望む」と、こういうことについてどういうふうに受けとめ、対応しようとしているか。

それから、国民健康保険会計でも不納欠損は先ほど述べましたとおりであります。が、「徴収率において前年をさらに下回り」ということがありますけれども、「あり方を抜本的に見直すべき状況にある」と、「納付義務を促し意識づけを徹底するとともに粘り強い徴収事務に努められることを切望する」とありますが、それにどうこたえるかということについて説明を求めます。

それから、水道事業会計においては「今後は水需要の低迷が懸念される中であって多様化する水に対する住民ニーズにこたえ、事業報告にあるように経費の節減を図り水道事業

の健全経営と良質な水の供給に努めるとともに、企業会計の安定的運営に引き続き努力されたい」、こういうことにどうこたえるかっていう点については説明を求めます。

第7の質問で、事務事業の評価と今後の対応についてであります。計画を含む事務事業等の再評価制度の導入確立、これは何回も要求したいと思うんですが、今日においてもこの決算を踏まえても、すべての事務事業について内部外部を含めた再評価制度を確立、導入確立することが必要であると。内部の所見と外部の所見はおのずと違う場合がありますし、行政課題、ニーズ、それぞれについても見方が違う場合があるわけでありましてから、評価制度をきちっと確立することが大切であり、また、今日の自立の町をつくる上でも非常に大切なことでもありますので、この点について取り組み姿勢を伺いたいと思います。

それから、2つ目に、所管ごとで行政事務事業の目的に対する内容の検証というのが実際この決算を踏まえて行われているのかどうか。行われているとすれば、本席は部長が出席しているわけでありまして、所管ごとにその検証と今後の対応について説明を願いたい。そして、決算の委員会では各担当がそれぞれについて意識を持って施政に臨む必要がありますので、このことについては委員会でもきちっと説明をできるように対応を願いたい。

第8の質問で、負担金、補助金、交付金についてであります。この負担金、補助金等の目的、これはこれまでもかなり整理をされているわけでありまして、それぞれ目的がありするわけですが、これの効果等を含めた検証が絶えず行われていくということが必要でありますし、その検証をしていく基準というものがありますし、それらを含めた今後の取り組みについて説明を求めます。

不要不急なものについては即座に切る姿勢も大切であり、つき合い的なものも切ることが求められます。

それから、第9の質問で、一般会計繰出金の各会計への繰入金ということで、総体としての会計になっているわけですが、本決算でも繰出金は15億円余りになりまして、前年度よりも増えているという、1億円ほど増えているわけですが、それぞれの会計については、一般会計からの支援助成というのが必要な国保などの問題がございますけれども、当然のことながら、受益者負担できちっと運営しなければならない前処理場の問題があるわけですが、これらの解決こそが、また、それに取り組む姿勢こそが自立のまちづくりの上でも求められている大きな問題でありますから、これらのあり方について説明を求めます。

第10の質問で委託料についてでありますけれども、総額は一般会計ベースでは4億9,717万円ということになるわけですが、この委託料についても再三言いますが、内部で対応できるようなこと、いわゆる技術職員も含めているわけですから、資格取得者もいる、そういう中で必要なことについては内部で対応をしていくような取り組みがどう行われたか、その経過と今後の対応について説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。

まず第1点目、自立に向けた課題と取り組みというご質問でございますが、施政方針の基調に述べておりますように、太子町におきましては行政体の存立を継続維持し、また自立を目指していくという新たなまちづくりへの一歩を踏み出したところでございます。この節目に新しい視点に立ちまして不断に行財政改革に取り組み、その体制を刷新していくことこそ第一義に必要であるというふうに思っております。

そうした、今厳しい行財政環境下にありますが、各般の行政需要に最大限の展開を図るため行政改革大綱実施計画に基づき順次行財政改革を遂行し、鋭意行政組織基盤の強化を図りつつ、財政の健全化に継続して努めてい

るところでございます。

既に自立に向けた課題としまして提示しました収税管理室の設置等町長部局の再編統合、また幼稚園の統廃合など組織機構の見直し、さらには、各種団体補助金の見直しなど事務事業全般にわたります改革の取り組みをさせていただいております。

今後の行財政運営につきましても、さらに町民の皆さんにご理解いただき、参画、協働をいただきながら太子町の存立に係る危機意識、改革意欲の向上等、確固たる意識改革を共有しながら精神面での改革も遂行していくことが将来持続可能な健全財政を構築し、町民の皆さんの期待にこたえられる町行政を推し進め、自立という目標がかなえるものというふうに確信いたしております。

そうした取り組みを進めながら、やはり私自身は慎重なる行政執行を続けていきたいと、このように思います。

次に、住民の参画と協働のあり方でございますが、いつも申し上げております。この町にずっと住みたいというような実感を町民の皆さんにお気持ちをいただくようなまちづくりを進めていくことが行政執行において大切なことであり、また、行政運営の目標でもありますことは言うまでもございません。その理念としましては、総合計画の基本目標“和のまち太子”に述べるところでございますが、そうした地道な取り組みをさせていただきたいと思っております。

そして、やはりこの参画と協働ということにつきましては、鋭意継続して推し進めてまいりました行政情報の公開など、今後開かれた行政運営を一層深めていくことによりまして、町の財政的危機等、行政執行状況を真にご理解いただき、また、共有いただくことにおいて町民の皆さんのまちづくりへの関心、そうしたものがさらに進み、地域並びに住民の皆さんに負担してもらわなくてはいけないこと、そして反面、役場がやらなければならないこと等々、自立のまちづくりを見据えた

行政改革の目的がご理解いただけるものと考えております。そこから町民の皆さんの自発的な協力体制が生まれるものと期待いたしておるところでございます。やはり、そうした連携が協働の始まりではないかと、このように考えております。

続きまして、主要施策の課題や取り組みについてでございますが、施政方針の「自治と連携による力強いまちづくり」におきまして、地方分権の理念が浸透する中、地方自治体には地域の課題を適切に処理する自治能力の向上が求められる一方、また、まちづくりに対する住民の参加意欲の高まりにこたえて、ともに連携を図りながら行政施策を展開していく体制づくりの重要性を述べているところでございますが、もとより私は簡素で効率的、効果的な行政運営については、行政みずからがその体制を整備いたしまして、住民や議会と協調、連携して、かつ説明責任を果たしながら推進していくべきものであると考えております。

そうした中、財政状況が一段と厳しさを増す中、行財政基盤を強化することは容易ではございませんが、支え合い共生する住民主体のまちづくり、またスマートな都市経営の基盤づくりにおいて、行政情報の公開等、開かれた町行政に一層の取り組みが図れ、さらに広報広聴機能の充実によります広範囲な住民ニーズの的確な把握に努めながら、政策形成機能の向上において住民と行政が協働する活力ある住みよいまちづくりに取り組みを進めていきたいと考えております。

その中でいろいろとご指摘をちょうだいいたしております。住民検診また人間ドック等々の取り組みについてでございますが、これにつきましても、やはり私自身は住民との対話の中、また、いろいろな広報等を通してそうした啓発に努めていき、そして検診率のアップにつなげていきたいと、このように思います。

また、開業医での検診等々のご指摘もちょうだいいたしました。この件につきましては

そうした揖龍の医師会等々での話もさせていただいておりますが、いろいろな面で、書類的な面、またその支払い関係、いろんな面での協議をなさなければいけないということで、今まだその合意に達していないところでございます。この件につきましても、できるだけそうした町民の皆さんが受診しやすいような方向で協議を重ねていきたいと、このように思っております。

介護保険等の問題、そして、児童福祉関係の件につきましても申されておるところでございますが、やはり今こうして少子・高齢化等々が叫ばれておる中で、今何が一番必要なのかという、そうした点を住民ニーズを把握しながら取り組みをさせていただきたいと。ちなみに18年度では、やはり保護者の方々が安心して子供さんをお預けになって、どういたしますか、生活ができるように保育機能の充実を図らせていただいたところでございますが、そうした点、一つ一つ、地道につくり上げていきたいなと、このように考えております。そうした点、ご理解を賜りたいと思えます。

それから、続きまして、自治との関連でございますが、そうした答弁が重複するかもわかりませんが、やはり自立のまちづくりを進めていくためには行財政改革への取り組みが最重要であると、このように考えております。その上で、やはり住民、議会、行政が三者一体となるまちづくりを進めていく連携と協力、いわゆる参画と協働が有効に活動する環境を整備していくことが不可欠であろうと、このように考えるところでございます。

また、議員ご指摘いただいておりますように、まちづくりの主体は住民であるとの理念のもとに、行政の振興、行政事務の遂行を図らなければならないことは、行政執行の基本的なことと考えておりますが、やはりそのためには参画、協働の推進体制、住民に信頼される行政執行体制の確立、住民のまちづくりへの関心、主体であることの認識、さらに、その発言と行動における責任による参画姿勢

等が醸成されていくこと、また、住民と行政における種々の情報の共有の進展等、これら条件の適宜調整を進め、そして、その環境を整備していくことが町民の皆さんに理解が得られ、その目的に沿う効果を得るものと考えております。

そうした中、今自立に向けた取り組みにおきまして、精神面の改革も含め行政改革を遂行し、財政の健全化を確保していくことは言うまでもございませんが、行政施策のそういう工夫はもとより、改めて町民の皆さんのまちづくりへの熱意と参画をお願い申し上げておるところでございます。

行政情報の共有が前提というご指摘でございますが、さらなる計画的な行政改革を継続し推進していくこと、そして、行政情報の公開等説明責任を確保していくこと、さらに、個々の職員の意識改革による総体的な政策形成能力の向上を図ることが町民の皆さんのご理解、ご協力を得ることであろうと。そして、住民主体の参画、協働への第一義と考えております。

今日の行政運営におきましては、住民等への説明責任を果たし、公正の確保と、また透明性の向上を図ることが一層必要でございます。そのために情報公開条例やパブリックコメント、手続制度の積極的な活用等を行うとともに、また、行政改革大綱に基づく成果、各種審議会の審議内容等につきましても速やかにホームページや広報、そして住民参画機会を通じまして町民の皆さんに分かりやすい形での公表に努め、行政情報の共有ということに取り組みを進めているところでございます。そうした中で、住民懇談会等も今後も回数を重ねていきたいとこのように思っております。やっとならば18年度で取り組みをさせていただきましたが、そうした取り組みを通じて、こうした点についても進めていきたいと思っております。

そうした中で、やはり住民との信頼関係の構築ができてくるのではないかと、このように考えております。住民の皆さんとのそうし

た連携を図り、また一緒になって考えていくという場を今後とも設けていきたいと、このように考えます。

そして、職員の資質と政策形成能力の向上というところでもご質問をちょうだいいたしておりますが、これまでも分権型社会の到来で地方自治体の主体性が一層求められる状況において、職員の能力開発や資質の向上が不可欠であると申し上げてまいりました。日ごろより研修の充実、出前講座の実施、行政課題や重要施策等の行政情報の共有化など、職員には問題意識を持たせ、自己研さん、自己改革の動機づけを行っているところでございます。

政策形成に係る直接の研修といたしましては、17年度におきましては管理職3名、一般職3名の6名を派遣しておりまして、そうした能力向上を図っているところでございまして、今後もそうした取り組みを続けていきたいと、このように思います。

また、これからの分権型社会におきましては、自己決定能力を高め、そして地域協働を基本に住民ニーズにこたえていくためには、職員はもっとより地域住民の英知を集め、そして創意と工夫を加えた個性に満ちた政策形成が必要とされてきます。

具体的な取り組みとのことですが、政策の決定、日々の事務事業の遂行等の中で、その感性、視点を持って事に当たることではないかと、このように考えます。今後とも職員の能力開発、資質向上に意を用いていきたいと、このように考えます。

今取り組みといたしましては、やはりそうした住民ニーズに即応するに当たりまして、定型的な組織による確実な事務処理とともに、また機動的な組織運営が必要でございます。そうした政策課題が頻出する状況下においては、部課という枠を超え、そして横断的な仕組みに構築する必要があるとございます。そのために庁議、部長会議等でそうした課題を検討し、必要に応じてプロジェクトチームを立ち上げ、全庁的な視点に立って課題の処理に

当たっているところでございます。そうしたことによりまして行政サービスの向上が図れ、また、町民の皆さんに分かりやすい組織への整備を図っていくことに努めていきたいと、このように思います。

いろいろな問題でちょうどいいいたしておりますが、そうした点で、やはり流動的な組織の確立ということも言われておりますが、私はその時点時点で見直していく必要もあると思います、そうした点はそういうことで適宜そうした面に取り組みをしていかなければいけないと、このように思います。

次に、収税対策でございますが、この税務行政、適正に課税された租税の完全な徴収ということでございます。現実的には社会情勢や経済的な情勢を始めとするさまざまな要因のため100%の徴収は不可能でございますが、しかし、この目標を念頭に置いて職務の遂行に努力していきたいと、このように考えるところでございますが、先ほど北川議員のご質問にもお答えいたしました、収税管理室を設置し、そして高額滞納者に文書催告、また休日の納税相談を実施する中で、自主納付を促し、債権の確保を目的に誓約書の提出を指導するとともに、高額滞納者また納税相談にお越しにならない方につきましては、財産調査を実施いたしまして、そうした意思を示さない方には滞納処分の執行をさせていただいております。引き続き今回もそうした取り組みを地道にやっていき、少しでも多くの皆さんの納税確保に努めていきたいと、このように思います。

先ほど囑託職員、また正規職員との費用対効果等々もお聞きしたところでございますが、今現在申し上げましたように収税課の方で対応をさせていただいております。そうしたところから取り組みを展開していきたいと、このように思います。

次に、入札制度の改善でございますが、この件につきましては、平成15年度より一般土木の2,500万円以上につきましては制限付の一般競争入札で執行しておりますが、業者の

規模、ランク等を総合的に勘案しながら競争性を維持させているところでございます。そして、最低制限価格の公表、予定価格の事後公表をいたしまして透明性を高めておるところでございますが、今社会的にいろいろな問題が発生いたしておりますが、そうした中で直すべき点は鋭意見直していき、柔軟に対応したいと考えているところでございます。

それから、次に、財政の長期見通しについてでございますが、歳入面での税収の伸び悩みと交付税等の落ち込み、歳出面では各特別会計への繰り出し、扶助費の増加等、厳しい状況が今後とも続いていくものと考えられます。財政調整基金も限りあるものでございます。現在取り組んでいる行財政改革をしっかりと進めていくことが今重要な課題であると認識するところでございまして、実施計画も必要に応じては見直すところがあれば見直していきたいと、このように思うところでございます。やはり今の時期、そうした面、地道に事に対処していかなければならないと、このように思っております。

続きまして、生活保護の要保護、準要保護等の実態というところでございますが、生活保護制度はご承知のとおり憲法25条の理念に基づき最低限度の生活を保障するということとともに、自立を助長することを目的といたしております。

本町の状況で申しますと、平成16年度末と比較しまして、年間で世帯数では1世帯の増、人数では6人の減となっております。1年間では大きな増減はなかったところでございます。そうした点で実態把握につきましては、実際に生活保護が適用された後の調査及び指導につきましては、生活保護事務を所管している龍野健康福祉事務所のケースワーカーが人権、プライバシー等に配慮しつつ、世帯の実態に応じ年に2回から12回の訪問調査を実施いたしております。そして、収入、資産の届け出を義務づけまして、定期的に課税台帳と照合等も実施し、そして、就労の可能性のある者につきましては就労指導を行って

おります。

そうした中では、平成16年度の17年3月31日では81世帯146人でございましたが、先ほど申し上げましたように、現在は82世帯140人という実態になっております。

そうした中での要保護、準要保護でございますが、これは就学援助制度といたしまして、学校教育法によりまして「経済的理由により就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しまして市町村は必要な援助を与えなければならない。」とされておるところでございます。生活保護の所得基準を参考にして定例教育委員会におきまして認定手続を行っております。

平成17年度末の状況でございますが、小・中合わせまして要保護19名、準要保護102名、計121名につきまして就学援助を行ってきたところでございます。全児童・生徒の4.1%でございます。近年は若干の増加傾向というところでございます。

先ほどの生活保護と同様に、あわせて指導等にも入らせていただきたいと。この件につきましては、やはり民生委員さんとの協力が必要であると、このように思っております。

そして、格差解消への支援というところでございますが、障害者自立支援法が4月1日から一部施行になりまして、サービス利用者につきましては、原則として費用の1割を自己負担することとなりますが、世帯の所得に応じまして4区分の上限額が定められております。負担が増え過ぎないようにしているところでございますが、同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合などでは高額障害福祉サービス費が支給され負担が重くならないように配慮もされております。資産が一定以下で収入の少ない人には入所施設等利用に係る個別減免、在宅サービスに係る社会福祉法人軽減を行っております。さらに、利用者負担を納めることにより生活保護世帯に該当するような場合、そうならないように負担額を引き下げる生保減免も行っております。施設でサービスを利用する場合の食

費や光熱費などは全額自己負担を原則としておりますが、収入が低い場合、施設入所にあつては申請により補足給付を支給し、施設通所にありましては食費負担を軽減いたしております。そうした利用者負担につきまして、きめ細かい軽減制度を講じております。

この制度は費用をみんなで支え合い、長続きする安定的な制度を築いていこうという趣旨でございますので、本町独自の施策でさらに軽減、減額するということは難しく、国の制度どおり運用せざるを得ないと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

介護保険制度におきましても、住民に最も身近な自治体や広域連合等が主体になって地域の実情、実態を勘案しながら介護サービスがどの程度まで必要かということを利用者ごとに勘案して、サービスの提供を図るところでございます。

これらのサービスを受け入れるに当たりましては、利用者の生活能力を引き出すためのサービスを適切に組み合わせたり、また、手助けが必要な場合であっても本人の持っておられる能力を生かせることができるサービスの専門家の指導は利用者本人の選択に見合ったプログラムを設定することになっておるところでございます。こうした制度のもとでは利用者ごとにサービスに差が生じることはあり得ることでございます。

本町の場合、そうした中で対象サービスの量的な確保を図るとともに、サービスの質の向上を図ることを努めていきたいと、このように思います。

次に、監査に対する所見、また意見に付されている留意事項等の取り組みというところでございますが、町税の徴収関係につきましては、やはりより一層地道に取り組んでいかなければいけないと、このように思うところでございます。

先ほど来申し上げておりますように、若干は徴収率では上昇しているところでございますが、先ほどの収税等々につきましての中で

も申し上げておりますように、一応10年以上にわたって低下しておりました徴収率の低下に歯どめがかかったということでございまして、今後とも現年分の徴収に努力し、また新たな滞納繰り越しの抑制、また滞納繰越分については納税相談、そして財産調査等も強化をいたしまして、収納事務に取り組んでいきたいと、このように思います。

その中で、やはり困っていらっしゃる方もあらうと思います。そうした中では納税相談の中で分納等々の面で考えさせていただき、そして、早期の完済を促していきたいと、このように思います。やはり、この徴収等につきましては、地道に対応していく必要があるんじゃないかと、このように思います。

私もこうした今の状況の中で自主財源の確保、これはもう言うべきことではございませんが、もう自主財源が絶対に確保することが必要でございます。やはり地方交付税等々の削減も今後はもっともっと続いてこようと、このように思いますので、そうした面、努力を重ねていきたいと、このように思います。

また、国保、水道事業等につきましても同じことが言えるんじゃないかと、このように思います。

水道事業におきましても経費削減等につきましては特に気をつけていきたいと思いますが、しかし、その反面、やはり上水でございます。安全で安心して生活ができる、また、特に飲料水、昨今の広島での事故等も発生いたしております。そうしたことがないように的確にそうした点では考えて取り組みをせざるを得ないと、このように思っております。その点、ご理解をお願いしたいと思っております。

それから、所管ごとの事務事業でございますが、この件につきましては決算委員会の方でそれぞれの部長から、また部長、課長から委員会で報告をさせていただきたいと、このように思います。

それから、続きまして、再評価制度についてのご質問でございます。

以前にもお答えいたしました、行革大綱実施計画の取り組み項目にもあげておりまして、平成17年、18年度において検討し、19年度実施を目標とするとしております。しかしながら、本町に導入可能な先進地事例等の研究に時間を要しておりますので、平成17年度取り組み結果で公表したとおり、実施時期を修正し、平成19年度施行、平成20年度の実施に向け作業を今現在進めておるところでございます。制度的には未整備ではございますが、施策、事務事業の改善につきましては行政改革取り組み状況に見られますように、目的と成果の検証により事務事業の見直しを進めておるところでございます。やはり、こうした再評価の導入につきましても鋭意努力を重ねていきたいと、このように思います。

続きまして、負担金、補助金の目的、効果の検証ということでございますが、平成17年度の補助金の見直しにおきましては、公益性また公平性、透明性の確保、行政関与の適正化等に重点を置きまして見直し基準を作成し、その基準に基づいて内部で検討を進めてきました。その検討結果につきましては行財政審議会に諮問し、その答申を受けてそれぞれの補助事業方針を決定し、18年度予算に反映させていただいたところでございます。

今後は補助制度のあり方も年月とともに変化してきますので、3年ごとに見直しを行うことといたしまして、時代のニーズに柔軟に対応していきたいと、このように考えております。

負担金につきましても本年度、効果、義務、必要性の観点から見直しを行っております。現在担当課から聞き取り調査を終え、まとめ次第、内部会議で見直し方針を決定し結果発表をする予定といたしております。

続きまして、一般会計繰出金、各会計繰入金の実態とあり方ということでございますが、ご指摘のとおり一般会計からの繰出金は16年度と比較しますと7.5%、1億440万円の増となっております。

その要因として主なものを上げてみます

と、下水道事業特別会計では、歳入におきまして受益者負担金の減で約5,400万円、また、歳出においては公債費の増で約3,700万円の増となっております。

また、介護保険特別会計では、歳出において保険給付費・過年度償還金の増で約3,600万円、人件費1名増で400万円、システム改修等で500万円等々の増となっております。今後も一般会計からの繰り出しにつきましては各特別会計における必要性を十分に精査し、適切に対応していきたいと、このように考えております。

また、委託料についてでございますが、私も委託につきましては多方面にわたって委託をしておるところでございます。やはり費用対効果等々も十分加味しながら、この委託については考えなければいけないと、このように思っております。

指摘を、質問をちょうだいいたしております中で、特に用地測量等々の件についてでございますが、今現在測量等道路維持補修の簡易な測量等につきましては職員で対応できるものについては対応しておるところでございますが、その反面、近年の技術開発から測量設計はC A D、コンピューター支援設計による設計、G P S 測量を始め高度な測量制度を要求されているのが現状でございます。高度な測量制度、また、工学技術が必要とされる都市計画道路の変更のように広範囲にまたがる測量等については委託することが合理的であり、また効果的であると考えてところでございます。

他方、公共工事の品質確保の促進に関する法律が17年3月31日に施行され、公共工事の品質確保に発注者の責務が明確化されております。これまで以上に行政に携わる技術職員の技術向上に努める必要があると考えております。したがって、今後ともそうした面、自己啓発はもちろんのこと、研修を通じて職員の資質向上に努めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。どうかよろしく願ひ

します。

(桜井公晴議員「何か残ってるんかいな。教育委員会も残っとん違うか」の声あり)

○議長(熊谷直行) 再度質問してください、桜井さん。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先ほど町長がする説明をしたわけでありますが、やはりこの決算年度、施政方針で言われたことというのは、やはり「17年度を単独元年と位置づけて新たなまちづくりへの一步を踏み出しました」ということから、「自立に向けた課題に真摯に取り組み、行政改革を遂行し、行政の、財政の健全化に努めていきます」という、これが一つですね。それから「新たなまちづくりは行政施策の創意工夫はもとより、町民の皆さんのまちづくりへの熱意と参画と協働が不可欠であって、総合計画の基本目標である和のまち云々」と、「に向けて皆様からご意見を聞きながら住民福祉の向上に努めてまいります」という、これを一定の説明をされたわけですが、具体的に本当にこれに向かってどういう取り組みをしてきたかが私は問題だと思うんです。

それで、やはりこれを到達の状況を検証しながら今後、この18年度に入ってるわけですが、今後に向けてどう取り組むかということがきちと課題として整理されてこそ前進すると私は思うんです。だから、言葉ではなくて、先ほども施政方針で述べてる、せっかく述べている内容が具体化される道筋がはっきりしてないんじゃないかなあと私は思うんです。そういう点で伺ってるんですね。

今後どう取り組んでいくのか。2つの点は非常に重要なことでありますから、課題の認識もやはり全職員が共通して認識をして、その方向に向かってどう取り組むかということで課題を分け合うことも大事なんですし、また、それを町民とともに共有できるような形にしようと思ったら、それらのことをしっかり町民の皆さんに説明責任という言葉で言わ

れましたけれども、その説明をし、一緒に考えていただけるような土壌をつくらなあかんでしょう。それがどうかと言うてんですけど、いかがでしょうかね。

それから、健康づくりの中では、やはり今までに一定の取り組みはありますけれども、それぞれが今就労の場所も医療機関もそれぞれいろんなところに勤める先での医療機関の問題もありますから、全体的にはどこでも受けやすい条件のもとで検診を受けて早期に発見をして早期に治療をすることによって、それぞれの健康を維持できますし、加入の健康保険の負担も軽減できると、特に国保にしましてはそういうことができ、今朝も国保に加入者の公務員OBの方が実際の人間ドックを、これは姫路医師会病院で受けられたわけですけども、太子町の場合こういうふうになってんですねという言われましたのは、7,000円と5,000円の負担で、あと自己負担が非常に少ない、こういうことで受けられるんやなあということをきょう聞いたばかりなんですけども、そういう制度もあるけれども、実際その利用促進という点でも十分でないですね、その広報ももちろん。ここでもそういう指定のメニューで受けられていることが機能のある医師、いわゆる医療機関で全部受けられるようになったら本当にいいんですよ。だから、そういう意味で本年度当初にも、前年の決算でも言いましたように、その方向でというて、今もおっしゃるように関係機関との協議を重ねて、支払い関係は契約すれば、僕は済む問題だと思うんですね、医療機関との。だから、それを整理をしてどこでも受けられることが大事だと、一層の促進を求めるわけですが、取り組みについて再度説明を求めます。

それから、介護保険の方については、本当に安心できるような条件をつくるということ言ってるんですけども、今後また、これは追及しますが、児童福祉、少子化対策の問題で私はちょっと、町もごらんになったと思うんですが、先達て8月24日ですか、これ神

戸なんですけどね、こんな記事、町長なんかはご覧になることあるんですかね。

まいうことは、県内の乳幼児医療費助成制度、私は太子町は恥ずかしいないかと思うんですけども。というのは、前にも指摘しましたが、町では少なくとも、まあ町が市になったりしたところがありますから、猪名川、多可、稲美、播磨、神河、福崎、上郡、佐用、香美、新温泉、これらが一定のものを持つてんですよ、支援策を。上乘せ、横出しの部分ですわ。ご覧になったら分かるはずですね、そういうこと。

それから乳幼児医療費、いわゆる医療費の問題ですよ。それはもちろん対象年齢の引き上げで明石などのように進んだこともやっているとありますし、そういうことで、自治体は大変なんですけども支援策として取り組んでるということ。ほいで、太子町もこういう、今まではある程度播磨やら稲美と肩を並べとる町やいうて言うところわけでしょう。そういう面から含めても、ちょっと恥ずかしいかということで、これらの支援策をしっかりやるのが大事ではないかなということ。

それから、保育料の減免についても14市町に拡大ということでありますように、それぞれの多可なんかの町も含めて、それぞれが一定の子育て支援を行っているというのは、これもう新しい8月24日の新聞ですから、再度見直して、太子町が取り組むべき方向はこっちの支援策でないかなと思いますので、また、太子町も恥ずかしいないかと思うんで、これを紹介しよんですけどね。その辺はいかがですかということ。

それは内容的には県の制度の上乗せをして所得制限の撤廃、今言いましたように対象年齢の引き上げ、自己負担の無料化があるわけです。だから、そういう取り組みが求められますので、姿勢について伺います。

それから、ちょっと言っていましたのは「豊かな人間性と創造性を育むまち」ということで、子供の主体性とか創造性とか自律心、思

考力、判断力を身につける教育ということで言ってくるんですけども、そういう点でどういう取り組みが行われて今日、今後どうまた発展させるかということについて伺ったんですね。これは教育委員会が分らんいうて言うたんですよ。

それから、参加と協働のまちづくりではいろいろ説明をされており、それから、住民、行政、議会、それぞれが三者一体となって自立に向けた取り組みをする必要性があるということは共通認識にあるんです。今も説明がありますように共通の認識なんです、その前提となるのは、先ほど来言ってる信頼関係の構築っていうようなこと。

これ信頼関係の構築というのはすべてにわたって行政情報が提供されて、こういう実態と一緒にこういうふうに取り組んでほしい、私たちもこう取り組みますということがあって信頼関係は構築されるんですけども、実際上の運営という点ではいかがなものかと思えますので伺ってるんですね。

そやから、これも課題としてはそれぞれ今言いました「自治と連携によるまちづくり」の3つの課題、特にと思って私は上げたんですけども、その3つの課題というのは大事であるなあと、しかし、それがどういうふうに進められ裏づけられていってるか、条件が拡充されていってるか、土壌が耕されていってるかが問題なんです。その点について再度の説明を求めます。

それから、自立への財政基盤の確立の中で気になりますのは、庁議とかいろいろ言われております。確かにそういう協議によって行政運営を相談されているということについては否定はしませんが、あくまでプロジェクトチームも前々から言ってる内容なんですけども、本当はそれぞれの課題に向かって行政職員が一体となって向かっていきながら日常業務をこなせるような組織体制の確立ということが今求められているんじゃないかなあと、こういうふうに思いますので、その点でさらに、またこれがこのことによっても行財政の

簡素合理化ができてるわけですし、住民ニーズにもこたえられると私は思うんですね。セクションが多かったらニーズにこたえにくくなると、そういう意味で柔軟に対応できるような組織の確立、課題に向かってそれぞれがチームに参加をしていただいて、行政を進める、そこに議会の同意を得ながら住民に協働を呼びかけていく、それに土壌があるんじゃないかと思うんですが、いかがかということですよ。

それから、収税管理についてはね、これ監査委員の答えもちょっと、次のときに答えてくださいな、実際に不納欠損、これ当たり前かどうか。町もまだこれは答えてないんですよ。当たり前かどうかについてね。

やっぱりこれは大事なことで1,000万円、国保と合わせたら2,000万円でしょう、2,000万円超える。こういうものが軽々に不納欠損にされるというのはもってのほかやし、税の公平からも言っても許せないということになるわけですので、それぞれの取り組みについて、また、今後のかせがなかったらあかんと思うんですが、その不納欠損に係る取り組みと、安易にしない条件というものが要るか。債権については債権を確保するための担保が必要だということになりますので、その辺も含めてですね、監査委員は監査委員なりに、当局は当局として取り組む姿勢をはっきりさせていただきたい。

それから、収税管理については非常に計算上はしにくいと思いますが、実際に収税管理室まで設けてやっていった割にはその効果が期待できるような形ではないんじゃないかと。費用対効果で、この場合は特に費用対効果で見るべきでないかと思しますので、実際に計算をして今後のこともありますから、休日に徴収に行ったとか、これは普通当たりのことです。文書で催告をするとか、当然のことは当然にしながら、管理室組織はせっかくつくったらそれに合うような成果が上がって当たり前だと私は思うとんです。そうでないんじゃないかと。だから、費用対効果で

見た場合にどうなんですかと言ってるんです。

それまでには徴収員、嘱託員はいましたからね、今もいますし。さかいそういう点で、室までつくって取り組んだ中に責任者を配置してどうかなということがございます。

それから、入札制度は絶えず見直しが必要だということではありますが、私はね町民の血税で地元業者育成とかいろんなことを言いますが、町民の血税で建設業者だけを利することができない。もう今競争社会の中、当たり前の話やと思うんですね。だから、透明性、公平性を確保して競争性を確保すると、それが現実の社会の姿でないかと思しますのでね。で、談合を防止することが結局は高値落札を生み出さない取り組みでもありますし、経費の節減にも結びつくんですから、もう毎日のように改善しないといけない問題だと思うんです。そういう点で、ぜひこれには適切な答弁が得たいと思います。

それから、決算監査に対する留意事項に対する取り組みも具体にはちょっとなかったように思うんです。答弁ありましたやろか、留意事項について。先ほど読み上げたところで。だからそれはぜひ。町側もやっぱり意見については今後取り組む方向として認識をし、対応姿勢を示さないといけない問題だと思うんですが、その点について説明を求めたいと思います。

それから、委託の関係、評価のことはもう既に述べられたんで、それを期待しながら、さらに前進することを期待しておきたいと思うんですが、委託料の関係ではね、ちょっと聞いてとっても、ちょっと分からない部分があるんですが、技術者が今の機器によって、コンピューター等によって非常に進んだ高度なものになってきたから、今の技師では間に合わへんと、こういうことを言われたんですかね。そのために研修をしようなんていうことなんかどうかは、その辺が分かりにくいところなんですけど、設計、測量ももちろんそうなんですけども、設計もみずから行う、

そういうことによって管理監督もできるということになってまいりますので、できることはすべて内部で対応する、そして研さんするということが必要なんじゃないんですか。あなた任せでは全然能力も上がらないし、監督能力も上がらないと思うんですけど、そういう点ではどう取り組まれるかっていうことが必要です。これらのことについて再度説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） いろいろな住民の地域ニーズを背景に子育てに対してどういう支援を教育委員会として方向を出してるかということですけど、まず、幼稚園におきましては、預かり保育をより充実させてっております。17年度からは、いわゆる1時間延長いたしまして6時までとし、年間利用者数は17年度においては延べ3,280人が利用いたしまして、その利用者からは非常に効果に対していい評価をいただいております。まず幼稚園におきましてはそうでございます。

それから、学校関係におきましては、その具体的な主なものだけ申しますと、まず、何と申しましても、小学校5年生を対象にした自然学校だと思います。今の子供たちは、桜井さんの質問の中にもご指摘がありましたように、いろんな体験が不足しております。そういう意味におきまして、自然や地域の人々と触れ合いを体験することによって豊かな感性や思いやりが育っていったらと思ってますし、それから、その子供同士でお互いに知恵を出し合い協力することによって、子供は人間的な触れ合いも子供同士の中での触れ合い、あるいは自然との触れ合いにおいて力をつけていったるように、そんなふうに、いわゆる生きる力をつけていったるように理解しております。

それから、中学におきましては、何と申しましても、トライやる・ウィークを中学2年生において事業実施しております。これについては東西両中学で町内の83の事業団体、あるいは地域の人々のご協力をいただいて今実

施しているところであります。

中学2年生で1週間、生徒の主体性を養う体験活動をすることによって感謝の心やとか、創造性やとか、自立性を高めることを一つは目的にしております。

それからもう一つ、指導の中におきまして、ボランティア的なことも子供の体験の中でさせまして、できる限り将来の子供の生活と結びつけていきたいと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） いろいろとご質問をちょうだいいたしておりますが、私自身は、やはり今の行政執行におきましては町民の皆さんとともに、また町民、議会、行政、ともに考え合わせながら意見をすり合わせ執行していかなければならないと、このように思っておりますが、そうした中でどうするかということになりますと、先ほども若干触れさせていただきましたが、皆さん方との対話というのを重要視していかなければならない、このように思っております。

17年度取り組みを進めていこうと思っておりますが、私の不徳のいたすところでいろいろな問題が発生し、避けた方がいいんじゃないかということで、本年度からそうした取り組みをさせていただいております。徐々に規模を広げていきたいと、このように考えております。

その中で、やはりそうした問題解決、また住民の皆さんのニーズ等々も吸収できるんじゃないかと、そして、行政に反映していけるんじゃないかと、このように考えております。

そうした内容等は一気には芽を吹くものではないと思いますが、そうした中で各種審議会等にも町民からの公募で募集させていただき、参画していただいているという現状でございます。徐々にそうした体制に持っていきたいと、このように考えます。

それから、検診関係の件ですが、やはりこ

れは医療機関と十分に協議をし、そして、トラブルのないように持っていかなければいけないと、このように考えます。そうした点をやはり医師会と十分協議させていただき、できる限り町民の皆さんがどこでも医療機関で受診ができるような方向に考えていきたいと、このように思います。

そしてまた、いろいろな施策の独自の支援策でございます。この件につきましては保育料減免、また介護等々、いろいろとちょうだいいたしましたんですが、私は一気にこうした件について対応できる時代ではないと、このように思います。

新聞も私も購読させていただきました。その中で太子町の規模からいきますと、今の財政とにらみ合わせながらそうした施策は講じる必要があるんじゃないかと。そしてまた、十分なる財政的な面の対応もしておかなければならないと、このように考えます。

本年は、やはり統廃合等々もやり、そして子育て支援の方向で財政の投入をさせていただいたところでございます。そうしたいろいろな面につきましては、できる点から手をつけさせていただきたいと、このように考えます。

そうした中での町民の皆さんとの信頼関係ということもちょうだいいただきましたが、そうした土壌といいますのは、冒頭申し上げましたように、町民の皆さんとの対話が一番に必要なんじゃないかと、このように思います。そうした中で、やはりいろいろな住民の皆さんの中からも見識を持った方もいらっしゃると思います。そうした方のニーズも、またご意見も聴取させていただき参画をしていっていただきたいと、このように考えます。

今度は次に、不納欠損等々の件でございますが、私自身も不納欠損は本当は起こしてはならないというのは十分に承知いたすところでございますが、今現在不納欠損処理をさせていただいておりますものは、居所不明の方がほとんどでございます。それまでの対応は徴収業務等々でもいろいろとさせていただい

ておりますが、なかなかつかめない点もございます。できるだけ不納欠損を起こさないようにということで債権確保等も実施しておりますが、最終的にどうしてもこうした居所不明というようなことで処理し、また処理させていただき、破産等々で対応する面もございます。しかし、極力これは避けていきたいと、少なくしていきたいと思います。それはやはり、後の収税管理等々にもつながってくるのではないかと思います。収税管理の段階でいろいろそうした対応をしておりますと、この不納欠損も少なくできるのではないかと、このように考えております。

また、費用対効果の件で収税管理室の強化ということもご指摘をちょうだいしたところでございますが、私自身、今収税管理室を起こし、職員を4名配置いたしておるところでございます。徴収業務におきましては嘱託の皆さんにお願いいたしております。そうした中で、やはり充実しなければいけない点は考えていきたいと思いますが、この問題についても県税との関連もあわせ、今後そうした収税方法については体制づくりを鋭意私自身も勉強し、できるだけ自己財源を確保できるような体制づくりに努力していきたいと、このように思います。

そして、次に入札制度でございますが、この件につきましては冒頭申し上げましたように、太子町は、私自身は進んだ取り組みをさせていただいておると、このように思っておりますが、いかんせん、こうした談合問題、もういろいろと言われております。こうした問題が発生しないようにといいますと、行政がどこまで介入できるか、難しい点もございますが、入札制度自体の根本的な見直し、また取り組み等々も抜本的に見直さなければいけないと、このように考えます。この件につきましても私自身も、また職員自身もいろいろなそういう検討会等々にも参加し、考えさせていただきたいと思います。

それから、委託料についてでございますが、今の職員がどうと、どうこうという問

題ではございませんが、逆にいろいろな今機械等が、計測器等々が使用され、また広範囲の測量等にもなっております。そして、精密度といいますかね、そうしたことも要求されてきております。そうした中でのそうした機器の購入等々を考えますと、やはり委託でやる方がベターではないかと、このように思い、先ほどご答弁をさせていただいたところでございます。

個々の課題につきましては、それぞれの部長の方から回答させていただきます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 代表監査委員。

○代表監査委員（改發一郎） 先ほど桜井議員の方から監査委員としてのこの不納欠損と収税対策室でしたかね、これについての所見を述べよというご質問でしたが、今町長の方からもお話ございましたように、この不納欠損につきましては私どもも毎月の例月出納検査で、検査のたびにですね、不納欠損になるような要素のあることについて説明を求めています。資料も提出していただいて、なぜこういったことが残っていくんだと。

いろいろと原因はあるんですが、中にはこれはどうしようもないというケースもございます。また、もう少し努力して徴収しとればですね、不納欠損にならなかったものもあるんじゃないかといった意味でいろいろあるんですが、特に軽自動車あたりですね、これ放置して他県へ行ってしまったと、こういうようなものについてはですね、なかなかそれを追跡して徴収するというのは難しいと。また、仮に徴収するにしても1,000円の金を集めるのに5,000円も6,000円もかかると、こういったケースもございます。だから、これはケース・バイ・ケースでいろいろあるんですが、この不納欠損自体がですね2,000万強ということになりますと、やはり大きな金額になっております。やはり徴収の努力なくして時効が来たから落とすと、こういうようなことがあっては絶対ならないと、こういうことで税務課長なりにでもですね、いつも例月出納検

査ではっております。

それとまた、この中にもですね、本当は不納欠損でですね落としとかないかんというのが中にはあるわけです。いつまでもこれをこの数字の中にほっとくのもどうかということも指摘をしております。いろいろ事情があってですね、これは今の段階では不納欠損になっておりませんが、将来必ず不納欠損になるだろうと、こういったものもございます。これは時期を見てやられると思いますけれども、これは監査委員としていつやれとかというあれはございませんので、これは担当の方にお任せするしか仕方ないと、このように考えております。

それから、今町長の方からもお話ございましたが、収税対策室でございますが、2年目になりましてですね、私も当初期待をいたしておりました。ただ、今年度はその効果があったかどうか分かりませんが、徴収率が10年ぶりにアップしとると、わずかではありますが、0.2%アップしたと。これは確かにこの収税対策室のですね設置のあらわれだと。私はなかなかその中身まで分析する時間もございませんでしたので、やっておりませんが、これは確かにその収税対策室の設置した効果のあらわれだなど。10年間も徴収率が下がってたのをですね、ここへ来て上がったということはですね、ほかにもいろんな大きな原因があるか分かりませんが、この対策室の設置も一つの大きな原因だと、このように思っております。

また来年度、もう少ししたらこの効果があらわれてくるんじゃないかと、このように考えております。またそれを期待しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 助役。  
○助役（八幡儀則） 施策の内容について、いわゆる主要施策の課題や取り組み等についてというようなことでございますが、これにつきましては議員ご案内のように、太子町では、太子町ではというよりは、世間一般もそ

うなんです、少子化対策等言われております。そういったところの課題を受けて6つの柱であります「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」の一つの柱の中では、障害者支援事業、生活習慣病感染症予防事業、介護保険事業、幼稚園での預かり保育事業、学童保育園事業等を行ってきました。

また、2つ目の柱として「豊かな人間性と創造性を育むまちづくり」としての事業でございますが、これにつきましてはトライやる・ウィークの実施、あるいは学校園施設整備、コンピューター教育の推進、のじぎく兵庫国体に向けた施設、備品整備や啓発活動等に取り組んでまいりました。

3つ目の柱でございます「安全で快適に暮らせるまちづくり」につきましては、やはり安全、安心のまちづくりというのは非常に大事なものでございますので、そういったもので毎日使われる水というところでの老原高度処理浄水場の整備、消防車両の更新、防災施設や機器の整備、下水道の整備等に取り組んでまいりました。

また、「豊かな緑にいだかれた活気あふれるまちづくり」としましては、農地保全に向けた地域用水機能増進事業、ため池整備事業の推進、土地改良事業、商業サービス等の充実等に取り組んでまいりました。

また、5本目の「美しい景観に機能性を備えたまちづくり」といたしましては、道路網の整備、総合公園等の整備、コミュニティバスの運行、緑化推進等に取り組んできたところでございます。

最後の「自治と連携による力強いまちづくり」につきましては、コミュニティー施設整備事業、新システム導入を進めた電子計算機運営事業等を重点施策として取り組んできたところでございます。

決算監査意見につきましては各部長から答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） それでは、今

助役の方からございました各特別会計につきまして述べたいと思います。

まず、介護保険特別会計でございますが、これにつきましてはご意見をちょうだいいたしました。

これからの将来予測ということを十分加味して財政計画を立てて安定をした健全財政が維持できるようにというご意見をいただいておりますが、まさしくそのとおりでございます。

この法改正によりまして、支援サービス利用者につきましては過剰なサービスを抑制をし、サービス利用者の介護度が上がらないという手だてが肝要かということで、介護予防の視点に立ったプラン、ケアプランを作成をするということでございます。

また、支援サービス利用者の一手手前の、俗に言います虚弱高齢者につきましても、当然予防事業について現在は社会福祉協議会にも委託をいたしておりますが、そういった予防ということに力点を置いて積極的な推進をしつつ、毎年の見直しを行って安定的な財政を維持できる、そういうふうにしたいというふうに思います。

また、国保会計でございますが、これらにつきましても収納対策といたしますのは当然重要な課題でございまして、現在も取り組みをいたしておりますが、さらに、滞納者には戸別訪問、納税相談等を頻繁に行いまして、納税により一層の理解を求めていきたいというふうに考えます。

また、長期滞納者に対しましてはこれまで以上に滞納対策を強化しまして、資格証明や短期保険者証の発行などを通しまして納税意識の向上に鋭意努めていきたいというふうに思います。

こういった医療保険制度の趣旨、これはもう目的税であるということでございますので、滞納者に正しい認識をしていただくということが大事でございますので、納税の公平性、また滞納が保険税率に大きくかわるといったことを滞納者には厳しく申し上げて対

応したいというふうに思います。

それから、老健の特別会計でございますが、健康の対策、福祉の対策ということでご意見をちょうだいいたしております。もうそのとおりでございます。

高齢社会が進展する中で、国の方も健康事業といったことを盛んに申しまして、先の通常国会におきましても、平成20年4月からの後期高齢者を対象としました新たな医療制度というのを創設が決まっております。この新制度をにらみましても、やはりそういった健康事業につながる施策の展開というのがますます重要になってこようかと思っておりますので、十分私も国の新制度を読ませていただいてもそのとおりというふうに考えております。監査委員さんのご意見のとおりでございます。大きな課題でもございますが、この大きな方向といえますか、方策につきましては鋭意努力をしていくということで、保健事業に積極的に取り組むということでご理解をいただきたいというふうに思います。

墓園会計でございます。これもこれまでもお答えをしていたように思いますが、広報等を通じましてPRに努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（冨岡慎一） それでは、私の方から下水道特会につきまして説明させていただきます。

下水道事業では収入未済、不納欠損の減少のため職員や徴収専門員によりまして戸別訪問の強化により下水道使用料の回収に努めたいということでございます。

また、水洗化されていない皆様には現状や理由等をアンケート調査を実施しまして、接続率の向上を努めたいということでございます。

前処理場事業特会につきましては、監査委員さんの意見を踏まえ、処理施設の維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

水道事業につきましては、人の健康、安全に直結する事業でありますので、当然のことながら町民の健康保護、衛生管理を第一義として、安全で安心して飲める水の安定供給を通じて町民の暮らしを支え、公共の福祉の増進につながるよう引き続き努力していきたいというふうに考えております。

また、公営企業会計は独立採算を原則に経営されていることから、能率的な経営が求められておりますので、監査委員さんの意見にありますよう、健全経営の維持と経済性の発揮に努め、施設の整備と管理の取り組みと料金の適正化との兼ね合いを考え、調和のとれたものになるように努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） それでは、一般会計における決算監査意見につきましてですが、監査意見、ご指摘のとおり決算状況でありまして、本町の財政運営がすぐさま好転する材料は見当たりませんが、特に投資的事業については急を要するもの以外は極力抑制していきたいと考えております。

今後の取り組みにつきましては、先ほど町長の方も申し上げましたように、行政改革をしっかりと進め、税収の確保に努め、地道な財政運営に努めていくということでございます。

○議長（熊谷直行） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今それぞれ説明がございましたので、これ以上私は言うのは控えますが、ちょっと監査委員がおっしゃった、これは、それから国保の関係のこと等はちょっと言っとかないといけないなと思いますので言いますけれども、不納欠損、もう既に不納欠損になって当たり前のようなことが存在をしていて、後に不納欠損処理が行われるだろうと、こういうようなことですね。

だから、これは実際債権確保等、とにかく軽自動車で、今おっしゃるような軽自動車で居所が不明になってても、どうにもならんい

うのは確かにあると思いますが、そのほかのことであれば対応ができる、日常不断な形をとっておればそれは対応ができるようなことでも、これまでにはできていなかった問題が整理をされてするということが大事になるんですけど、私は税の公平からいうたら絶対に不納欠損で処理をしてしまうようなことが繰り返し行われるようなことがあっては、もう全くあかんと、これまでも規模の大きいのは3,000万円に近い不納欠損処理というのがありました。けども、やはりごね得がまかり通るようなことはやってはならないし、もしそれがあるようでしたら、それはもうそれこそ監査物だと思う。監査が監査をしなければならぬことになる問題だと思うんですが、そういう点を含めてしっかりと監査をいただきたいなと思うんですけども、その点について再度監査委員に伺っておきたいと思いません。

それから、国保会計とか水道事業の健全化の問題について、あわせて料金の適正化に走るような答弁、おかしいと思うんですがね。本当に健全な運営をどうするかということの中で料金問題も出てくる可能性はありますけれども、どう財政運営を行うか、経費の節減をやってどうするかということの方が肝心なんですよ。

それから、国保の場合も、制度があるからといってペナルティーを科すような形で徴収に努めることもどうかと思いますし、そこら辺も含めて、対応がそういう強権発動に結びつくような形でしかないんじゃないかと、それから、町民を脅すというようなことになってしまうような対応ではないかと。もともと血の通ったというようなことは違うと思うんですよ。住民に極力負担をかけない施設運営ちゅうのは大事やと思ってますので、私はただしてますよ。そのためにこういう長々と言ったり、いろいろ質問したりしているのは、町民の血税がいかに有効に、本当に町民のために使われるかという立場です。それがなかったらわやくちゃになってしまうんで、その

点も言っておきたいと思います。それらについて所見があったら答弁を求めます。

それから、私はですね、今行政ずっと進めてきて、今後のまちづくりを進める上でも基本構想、基本計画、ほいで、凍結すべきは凍結をしたりというようなことも説明があるんですけども、基本的には本当に何をやって、何をどういう施策を推進をして、どういう施策を本当に後へやってもいいなというふうなことを真剣に考えないといけない。それを住民が参加した中でいろいろやっていくということが大切だなあと私は思うんですけども、間違ってますか。その対策はどういうふうに講じられますかということが伺いたいことであります。

今のままでいきますと、私は単独自立をこういうふうに進めてきて、自立とは負担を強いり、サービスを引き下げ、切り捨てを強行してですね、小泉政治やないですけども、痛みを耐えていたら楽になると、後々。こういうことを説いてきながら、今どうですかといえば、小泉政治は負担をさらに強いる、結局は負担の先に楽があるどころか、激痛、痛みどころか、もう激痛が走るような状況が生まれている。それが地方の財政にも住民にも影響を与えてきているのが今日ではないかと思うんですが、同じようなことと、少々は違いますけれども、自立は無理で合併へ誘導しようとしているような行政姿勢ではないかなあと思ったりするんですよ。それは私だけではないんです。そういう意図が伺えるという人がやっぱり住民の中にございます。

そういう点から、私もそれを危惧するわけでございますので、負担を次々強いたりするようなこと、それで、太子町であるからこそできるようなことをどんどん推進するような姿勢に立ってこそ単独自立の取り組みが真剣に行われているというふうに映るんでないですか。映るというよりも実態として見えるんじゃないですか。そうすることによって、太子町にずっと住み続けたいとおっしゃる町長の姿勢にも結びつくんじゃないかと思うんで

すが、その点いかがですか。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 私自身は合併というようなことは毛頭考えておりません。そうした中での取り組み、やはり今現在、いつも申し上げております財政との、また施策との兼ね合い、それはやはり総合計画、実施計画等々の中での取り組みでございます。その中で、やはり今何を優先さすべきかというふうなところは十分に考え合わせながら、そうした判断をしていきたいと、このように思います。

そして、先送りする事業といたしますと、やはり皆それぞれが目的を持った事業でございますので、どれを優先さすかというような点はなかなか難しい問題であろうと、このように思いますが、そうしたところはやはり住民の皆さん、また議会の皆さんともご相談をしながらやっていきたいと、このように思うところでございます。

しかしながら、先ほど来出ておりますように、先ほども決算の中で出ておりました。今すぐに対応、もし予算が不足しておるという件につきましても、やはり本当にどうしてもそれが後々大きな問題を残すと、影響を与えというようなことになると、他の予算からの流用なり、また先食いをするなり、そうしたことも考え合わせ、やらないといけないところはやるということでございますので、そうした面は私は慎重に対応しながら、そうした決断もするべきところはしていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 代表監査委員。

○代表監査委員（改發一郎） 先ほどの桜井議員の再度のご質問といたしますが、ご指摘なんです、不納欠損、本来なら不納欠損に既になっておるだろうと、こういうのがまだ残っていると私申しましたが、これはもう10年も15年も前からのそういったものがございす。ただ、これが100%、もう不納欠損かといえば、そうでもなくて99%不納欠損になるだろうと、1%ぐらいの可能性はあるだろう

ということで、これは今まで不納欠損にならずに残してあると、こういうことらしいんですね。こういうようなものも、私は指摘したときに言ったんですが、とりあえずはこういうようなものを置いてみたって、入ったときには、何も不納欠損にしたからということでこれで終わりじゃなくてですね、不納欠損に一応処理をしといて、それから、また入った場合は雑収入なり諸収入なり、何なりと受け入れしづらいんだから、とりあえずこれをこのまま帳簿に残しておくのもどうかということをしてですね担当にお話はしております。

ただ、100%可能性がないということじゃないということなので、それじゃもう少し様子を見てみるかということで置いておるのが実はございます。名前はちょっとこの場では申しませんが、そういったケースもございます。

やはり時効になったからと、そういうことだけはですね、控えてもらいたいと、こういうことはいつも言っております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ちょっと監査委員が言われたことを当局どない、どんなことをしとん、今まで。結局は。

その、1%は入るかもわからんと、まあまあ100と一緒にやわね。それ、収入未済の中に何ぼあるんですか。何件何ぼ。それに対してどないしようとしとんですか。それで、それまでどうして取り組んできたか、そら説明いただかんと、これちょっと終わられへん。それは少なくともきちっと説明をしてもらわないといけないなと思います。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 監査委員さんの今の答弁でございますが、監査委員さんとしては、いつまでも、どういいますか、滞納滞納で置いていきますと、滞納額がかさむばかりという思いがあつての答弁ではないかと、このように思いますが、やはり私ども公務員といたしましては、時効ぎりぎりまでそうした、た

とえ1%でも可能性というのはその努力をしなければならぬと。そして、どうしてもというときはその法的な、法にのっとった措置をさせていただくのが我々の務めでございますので、この点は誤解のないようによろしく願いいたします。

○議長（熊谷直行） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 何ぼで、何件何ぼでどないなつてんのや、氏名上げてもええと思うんです、そういうような公表しても。え、分かん。何件何ぼ言いよんで、私は何件何ぼいうて当局知つとつたらそれだけでも言わなあかんがえ。それへの取り組みと、時効を待つということもおかしいというて今まで言うてきとうからね。当然対応すべきことがあつて、そして不納欠損を生み出さないというのは当たり前の話やし、収入未済を徴収するのに努めるということが当たり前の話やから、これまでも言ってきたし、それ、税の公平の問題から、そらきちっとしとかなんだらいけない問題なんですよ。だから、そこらをしっかり整理をして言ってもらっておかないといけないんで言うтонです。

ここでの公表がおかしかったら、委員会できちっと説明いただくなりの方答弁をいただいとおきましょうか。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 私が申し上げておりますのは、そうした点については十分に把握はいたしております。先ほど申し上げましたのは、たとえ1%でもその効力が残つておるんであれば、やはり不納欠損処理に値する件ではございませんので、そうした措置は私は逆に、たとえ1%でも納税努力をせよという指示しかないと、このように思っております。

件数等々は私は把握しておりませんので、その点よろしく願いいたします。

○議長（熊谷直行） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私は時効処理を、時効を待つというような姿勢は絶対許されんと思ひますし、また、不納欠損に至らんような対応い

うのも当然だと思うんです。

しかし、そういう内容はしっかり整理しておかないと、今の監査委員のような形になりますと、当然もう入ってこないような形のもの、ほいで、税の公平確保というのは絶対ですからね。そういう意味もありして言っているわけです。血の通った行政で税務行政やらないといけないということも言っておいて、総括質疑を終わりたいと思います。

○議長（熊谷直行） 以上で16番桜井公晴議員の総括質疑は終わりました。

これで総括質疑を終わります。

お諮りします。

本日の会議は議事の都合により、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は9月11日午前10時から再開いたします。

なお、9月11日の本会議は、改めて開催通知はいたしませんのでご了承願います。

本日はこれで延会します。

（延会 午後3時09分）